

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月10日
【計算期間】	第29特定期間（第165期から第170期） （自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日）
【ファンド名】	バラエティ・オープン
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として日本を除く主要先進国の債券および各国の通貨への投資を通じて、高いインカム（利息等）収益の確保を図りつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	ETF	

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり(50%ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファン		( )	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ズ			その他
一般	年12回	アジア				( )
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	( )	中近東				
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
( )						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

債券一般・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を除く)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジあり(50%ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいい、本ファンドは50%

円ヘッジをベンチマークとしています。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

本ファンドの名称に「毎月分配型」と付記することがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント>

1. 日本を除く主要先進国の債券および通貨を主要投資対象とします。
2. 組入債券のインカム収益を中心に、原則として、毎月分配を行います。
3. JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル 除く日本、50%円ヘッジ）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。
4. 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を積極的に活用します。

本ファンドでは、50%円ヘッジを基本とした債券ポートフォリオを構築する一方で、これとは独立した通貨運用ポジションを構築することにより、超過収益の獲得を目指します。したがって、ファンド全体では円に対するヘッジ比率が常に50%に維持されるとは限りません。

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

各国の通貨動向に対する見通しを誤った場合、損失を被ります。

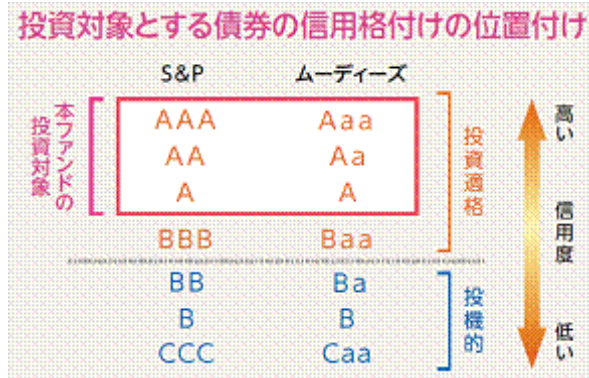
為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

## &lt;ファンドの投資対象&gt;



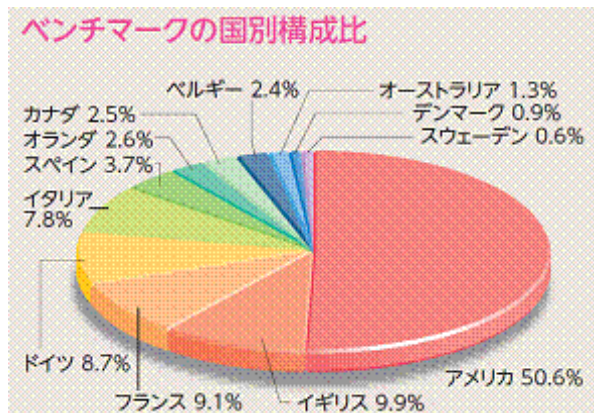
格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

本ファンドは、投資対象とする国および通貨を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向などの影響を低減することに加え、取得時における投資対象債券の信用格付けをシングルA格（シングルAマイナス格も含まれます。）相当以上とすることで、信用リスクの低減を目指します。

債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。

格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

## &lt;ファンドのベンチマーク&gt;



本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル除く日本、50%円ヘッジ）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。

2012年5月末現在

出所：JPモルガン

左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。左記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。左記はインデックスの比率であり、すべてに投資するとは限りません。また、左記以外に投資する場合があります。

## &lt;ファンドの運用&gt;

本ファンドの運用は、GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」を中心として行われます。なお、本ファンドの運用においてグローバル債券・通貨運用グループは主として債券および通貨の運用を、GSAMニューヨークに属する計量投資戦略グループは主として通貨の運用を担当しておりますが、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、共同で運用を行っています。

本ファンドでは、「世界債券運用」および、「通貨のアクティブ運用」の2つの運用戦略を採用し、ベンチマークを上回る投資成果を目指しています。

**世界債券運用**

「世界債券運用部分」においてはベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることによって、リターンの向上を目指します。

デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度のことであり、これが長いほど、金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

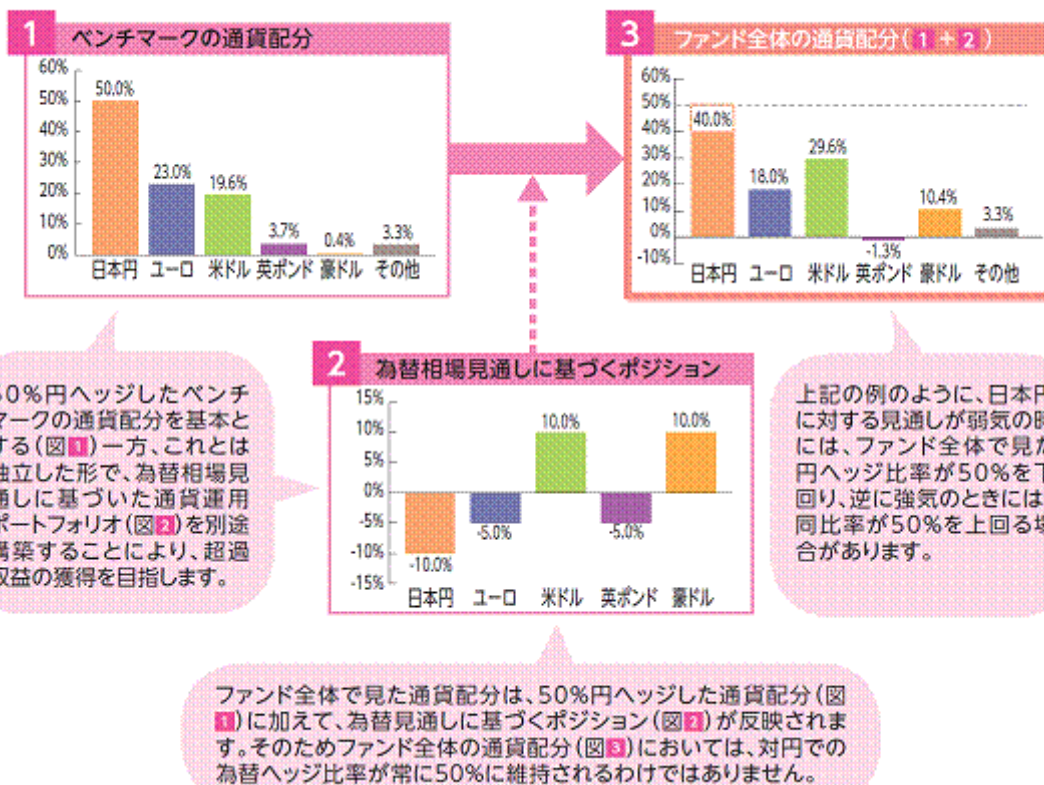
## 通貨のアクティブ運用

「通貨のアクティブ運用」部分では、複数の投資対象通貨による多通貨運用を行います。

投資対象通貨の例

 米ドル	 スイス・フラン	 スウェーデン・クローナ
 ユーロ	 カナダ・ドル	 ノルウェー・クローネ
 日本円	 豪ドル	 デンマーク・クローネ
 英ポンド	 ニュージーランド・ドル	

※投資対象通貨は市場環境の変化等に伴い随時見直されます。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を示唆または保証するものではありません。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

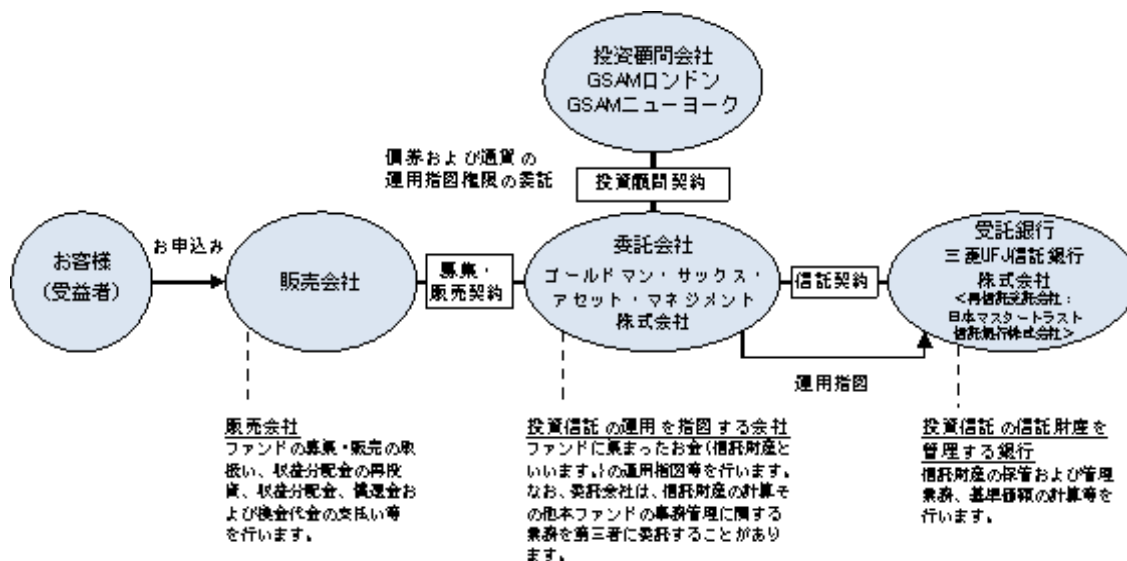
上記各運用手法がその目的を達成できる保証はありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1998年2月12日であり、同日より運用を開始しました。

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 1. ファンドの仕組み



## &lt;ご参考&gt; ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2011年12月末現在、グループ全体で7,058億米ドル（約54.9兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用しています。

<sup>\*</sup>米ドルの円貨換算は便宜上、2011年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝77.74円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

## 2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

## a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは上記「1. ファンドの仕組み」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

## b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス資産運用グループ各社）

(a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

## c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

## d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

## 委託会社等の概況

## a．資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

## b．沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

## c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	64	1

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

本ファンドは、毎月の収益分配を目的として、高いインカム（利息等）収益の確保を目指します。また、本ファンドは、主として日本を除く主要先進国の債券および各国の通貨への投資を通じて長期的な信託財産の成長を目指します。

なお、本ファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図に係る権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取決めにに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	同上	同上

### (2)【投資対象】

#### (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第11条の4）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (b) 投資対象有価証券（信託約款第12条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMロンドンおよびGSAMニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証書を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証書（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証書を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。但し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書および7. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下

「株式」といい、2. から5. までの証券および7. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第12条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付けの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をことができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

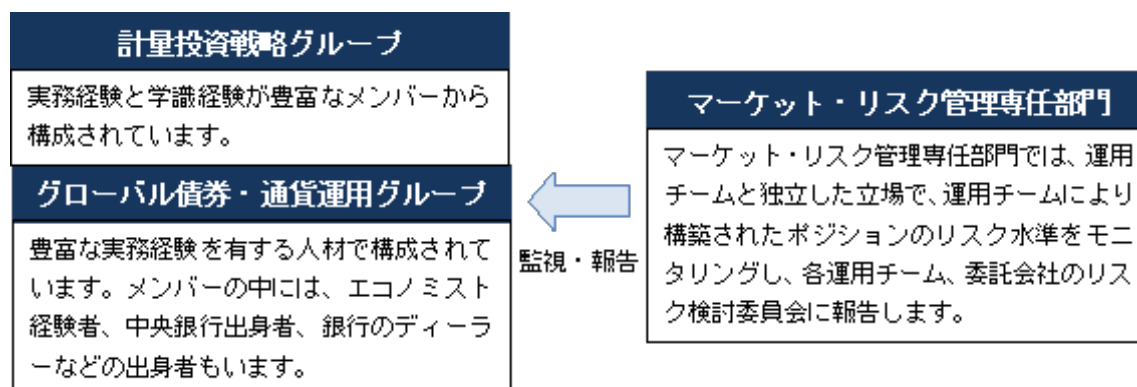
本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金

額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

### （３）【運用体制】

#### a．組織

本ファンドの運用は、GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」を中心として行われます。なお、本ファンドの運用においてグローバル債券・通貨運用グループは主として債券および通貨の運用を、GSAMニューヨークに属する計量投資戦略グループは主として通貨の運用を担当しておりますが、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、共同で運用を行っています。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１）リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことで、かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

#### c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

### （４）【配分方針】

毎決算時（毎月10日、ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、組入債券からの利息等収益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、為替レートの変動性等を勘案して分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金（税引き後）は自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差し引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### < 収益分配金に関わる留意点 >

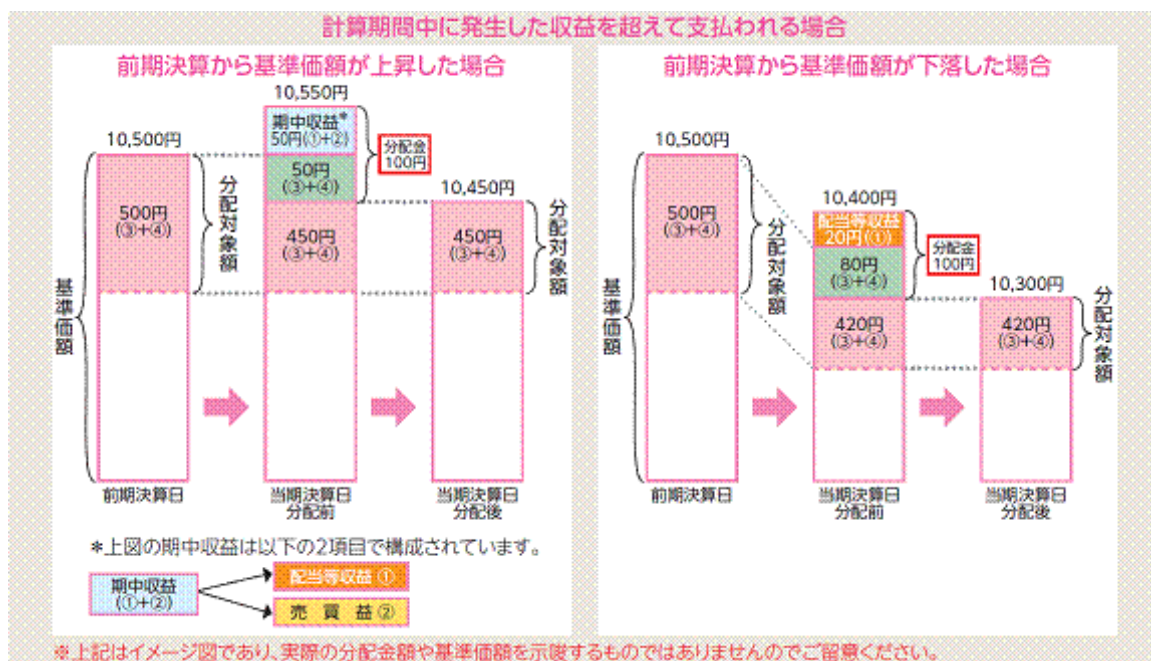
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

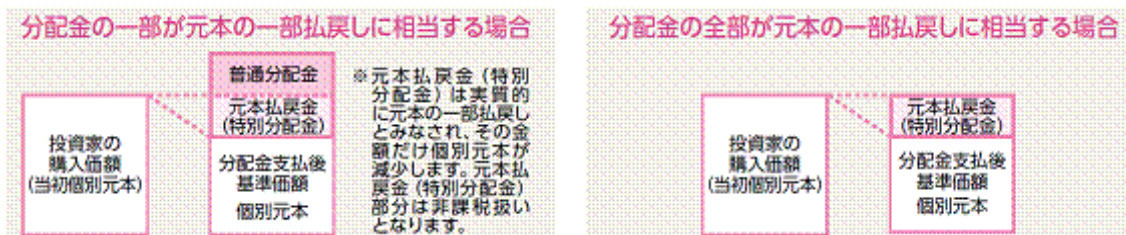
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、経費控除後の配当等収益、経費控除後の評価益を含む売買益、分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）、収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

## 課税上の普通分配金および元本払戻金（特別分配金）について

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

## （5）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

## (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 主要な投資対象である外国公社債は、原則として取得時にA格以上とします。この投資信託への公社債の組入れ比率は純資産総額の0～100%の範囲内とします。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 外貨建資産への投資については特に制限を設けません。
4. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## (b) 信託約款上のその他の投資制限

## 1. 他のファンドへの投資（信託約款第12条第4項）

投資信託証券への投資割合は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款第12条第5項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

## 3. 投資する株式等の範囲（信託約款第14条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## 4. 投資する公社債の範囲（信託約款第15条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

## 5. 同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第16条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない

ことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額のそれぞれ100分の10または100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 6. 信用取引の指図範囲(信託約款第17条)

信用取引により株券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 7. 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第18条)

信託財産に属さない公社債を売付けることの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 8. 公社債の借入れ(信託約款第19条)

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 9. 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ))
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

#### 10. スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 11. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第22条)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12. 有価証券の貸付けの指図および範囲(信託約款第23条)

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 13. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 14. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第25条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## 15. 資金の借入れ（信託約款第33条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

## (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

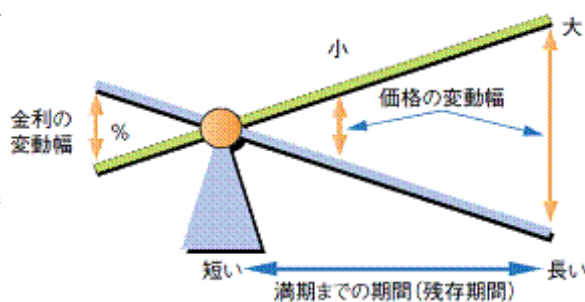
##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

##### 1．債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

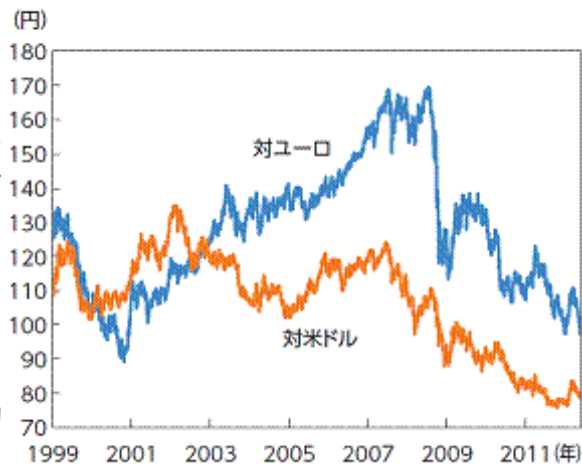
##### 2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の倒産等の理由で利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること（債務不履行）等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

##### 3．為替リスク

本ファンドの主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、50%円ヘッジを基準に為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上を目指す目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

過去の為替相場の推移



期間：1999年1月～2012年5月

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

##### 4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### 5．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

##### (b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル 除く日本、50%円ヘッジ）を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

## (c) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

## (d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

## (e) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、繰上償還されることがあります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

## (f) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

## (g) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

- (a) 3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.806%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.945%（税込）	純資産総額に対し 年率0.7875%（税込）	純資産総額に対し 年率0.0735%（税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用  
 (b) 外貨建資産の保管費用  
 (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息  
 (d) 信託財産に関する租税  
 (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

### (5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% <sup>*2</sup>

\*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 2012年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

## &lt; 個別元本について &gt;

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

## &lt; 収益分配金の課税について &gt;

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

#### < 換金時および償還時の課税について >

##### 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

##### 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2012年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	2,071,304,722	12.91
	カナダ	487,940,486	3.04
	ドイツ	1,627,214,202	10.14
	イタリア	956,152,070	5.96
	フランス	472,867,080	2.95
	イギリス	1,476,029,654	9.20
	オランダ	760,188,220	4.74
	スペイン	666,609,540	4.15
	ベルギー	559,527,161	3.49
	スウェーデン	181,677,504	1.13
	フィンランド	134,825,470	0.84
	デンマーク	301,018,347	1.88
	メキシコ	92,008,351	0.57
	南アフリカ	139,891,481	0.87
	小計	9,927,254,288	61.87
特殊債券	アメリカ	64,739,654	0.40
	ドイツ	868,225,921	5.41
	ブラジル	38,967,665	0.24
	国際機関	174,675,074	1.09
	小計	1,146,608,314	7.15
社債券	日本	182,620,287	1.14
	アメリカ	1,897,539,729	11.83
	カナダ	206,151,461	1.28
	フランス	23,913,543	0.15
	オーストラリア	249,219,936	1.55
	イギリス	867,409,649	5.41
	スイス	115,487,664	0.72
	オランダ	179,877,195	1.12
	スウェーデン	37,052,006	0.23
	ノルウェー	366,907,365	2.29
	アイルランド	102,610,017	0.64
	イスラエル	30,508,690	0.19
	アラブ首長国連邦	42,754,561	0.27
	小計	4,302,052,103	26.81
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	670,658,865
合計(純資産総額)	-	16,046,573,570	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年5月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	7,000,000	8,147.78	570,344,608	8,307.82	581,548,091	2.125	2021/8/15	3.62
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	5,400,000	9,028.36	487,531,938	9,596.67	518,220,279	3.75	2041/8/15	3.23
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25%	6,300,000	7,892.78	497,245,729	7,892.39	497,220,844	0.25	2013/10/31	3.10
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.5%	6,000,000	7,906.20	474,372,373	7,905.25	474,315,508	0.5	2012/11/30	2.96
5	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOV'T 3.25%	4,190,000	10,571.26	442,936,204	10,593.72	443,876,968	3.25	2015/7/15	2.77
6	ベルギー	国債証券	BELGIAN 3.5%	3,765,000	10,349.67	389,665,165	10,390.18	391,190,453	3.5	2017/6/28	2.44
7	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	2,650,000	13,223.69	350,427,852	13,489.94	357,483,597	8	2027/6/1	2.23
8	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 0.75%	3,530,000	9,865.47	348,251,345	9,944.54	351,042,593	0.75	2017/2/24	2.19
9	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	2,330,000	13,877.18	323,338,341	13,982.69	325,796,769	4	2016/9/7	2.03
10	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 1.75%	3,000,000	10,265.23	307,956,933	10,302.32	309,069,801	1.75	2015/10/9	1.93
11	ドイツ	特殊債券	FMS WERTMANAGEME 1.375%	3,100,000	9,897.69	306,828,445	9,929.90	307,827,098	1.375	2015/1/16	1.92
12	イタリア	国債証券	BTPS 6%	3,190,000	9,649.73	307,826,610	9,478.90	302,376,973	6	2031/5/1	1.88
13	デンマーク	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 5%	21,350,000	1,409.26	300,878,077	1,409.92	301,018,347	5	2013/11/15	1.88
14	イギリス	国債証券	UK TSY I/L STOCK 2.5%	610,000	42,074.81	256,656,378	42,458.74	258,998,350	7.3048	2016/7/26	1.61
15	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	2,650,000	9,818.61	260,193,419	9,445.71	250,311,346	4.75	2017/5/1	1.56
16	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,920,000	11,251.68	216,032,279	12,119.52	232,694,841	4.5	2041/4/25	1.45
17	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.8%	2,530,000	8,895.11	225,046,353	8,829.72	223,392,143	3.8	2017/1/31	1.39
18	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3%	2,140,000	9,881.09	211,455,462	10,201.29	218,307,606	3	2022/4/25	1.36
19	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 1.25%	2,110,000	10,117.33	213,475,806	10,169.56	214,577,789	1.25	2016/10/14	1.34
20	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	2,200,000	9,908.43	217,985,460	9,527.71	209,609,664	4.75	2016/9/15	1.31
21	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	1,325,000	14,577.36	193,150,148	15,080.58	199,817,751	4.25	2040/12/7	1.25
22	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,240,000	14,815.78	183,715,763	15,951.10	197,793,739	4.75	2040/7/4	1.23
23	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOV'T 4.5%	1,700,000	11,359.06	193,104,074	11,484.99	195,244,881	4.5	2017/7/15	1.22
24	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOV'T 6.75%	15,000,000	1,208.90	181,336,416	1,211.18	181,677,504	6.75	2014/5/5	1.13
25	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,179,959	14,504.37	171,145,732	15,248.24	179,923,026	5.5	2031/1/4	1.12
26	国際機関	特殊債券	EFSS 2.625%	1,600,000	9,883.04	158,128,780	10,039.24	160,627,852	2.625	2019/5/2	1.00
27	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.5%	1,760,000	9,304.26	163,755,011	9,028.87	158,908,178	5.5	2021/4/30	0.99
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	1,010,000	15,118.31	152,695,001	15,604.31	157,603,579	4.5	2034/9/7	0.98
29	ドイツ	特殊債券	KFW 2%	1,500,000	10,156.38	152,345,772	10,250.10	153,751,500	2	2016/9/7	0.96
30	アメリカ	社債券	WM COVERED BOND 4%	1,450,000	10,476.18	151,904,726	10,536.41	152,778,080	4	2016/9/27	0.95

## 種類別及び業種別投資比率

(2012年5月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	61.87
特殊債券	7.15
社債券	26.81
合計	95.82

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

(2012年5月31日現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

有価証券先物取引等

(2012年5月31日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1209	買建	168	米ドル	22,320,653.04	22,462,125.84	1,772,710,971	11.05
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1209	買建	54	米ドル	11,896,964.1	11,899,406.52	939,101,162	5.85
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1209	買建	11	米ドル	1,630,601.83	1,640,031.25	129,431,266	0.81
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1209	買建	27	米ドル	4,436,904.06	4,535,156.25	357,914,531	2.23
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1209	買建	136	米ドル	16,830,220.32	16,881,000	1,332,248,520	8.30
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 1209	売建	14	カナダドル	1,920,184	1,929,340	147,826,030	0.92
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1206	売建	161	ユーロ	20,269,900	20,411,580	1,992,578,439	12.42
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1206	買建	57	ユーロ	8,210,654.2	8,283,810	808,665,532	5.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1206	買建	44	ユーロ	4,867,500	4,875,420	475,938,500	2.97
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1209	買建	9	英ポンド	1,067,054.85	1,077,750	131,604,052	0.82
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	82	米ドル	20,357,525	20,355,475	1,606,454,087	10.01
	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	84	米ドル	20,838,300	20,840,400	1,644,724,368	10.25
	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	161	米ドル	39,901,837.5	39,915,925	3,150,164,801	19.63
	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	82	米ドル	20,267,325	20,287,825	1,601,115,149	9.98
	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	161	米ドル	39,664,362.5	39,730,775	3,135,552,763	19.54
金利オプション	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$3Y 97.0	売建	280	米ドル	33,250	15,750	1,242,990	0.01
	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$3Y 98.0	買建	280	米ドル	113,750	68,250	5,386,290	0.03

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年5月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第51期	(2002年6月10日)	96,723	97,009	0.8445	0.8470
第52期	(2002年7月10日)	94,457	94,739	0.8365	0.8390
第53期	(2002年8月12日)	94,067	94,346	0.8441	0.8466
第54期	(2002年9月10日)	93,770	94,046	0.8515	0.8540
第55期	(2002年10月10日)	95,631	95,902	0.8825	0.8850
第56期	(2002年11月11日)	93,203	93,470	0.8702	0.8727
第57期	(2002年12月10日)	92,750	93,014	0.8784	0.8809
第58期	(2003年1月10日)	91,495	91,755	0.8820	0.8845
第59期	(2003年2月10日)	90,704	90,954	0.9078	0.9103
第60期	(2003年3月10日)	88,053	88,294	0.9147	0.9172
第61期	(2003年4月10日)	83,984	84,216	0.9025	0.9050
第62期	(2003年5月12日)	86,496	86,726	0.9429	0.9454
第63期	(2003年6月10日)	88,097	88,322	0.9802	0.9827
第64期	(2003年7月10日)	77,102	77,305	0.9494	0.9519
第65期	(2003年8月11日)	74,713	74,914	0.9296	0.9321
第66期	(2003年9月10日)	69,934	70,126	0.9102	0.9127
第67期	(2003年10月10日)	69,561	69,753	0.9086	0.9111
第68期	(2003年11月10日)	69,314	69,505	0.9093	0.9118
第69期	(2003年12月10日)	69,368	69,556	0.9241	0.9266
第70期	(2004年1月13日)	70,426	70,610	0.9589	0.9614
第71期	(2004年2月10日)	66,664	66,838	0.9622	0.9647
第72期	(2004年3月10日)	65,078	65,242	0.9869	0.9894
第73期	(2004年4月12日)	61,205	61,365	0.9548	0.9573
第74期	(2004年5月10日)	61,079	61,239	0.9545	0.9570
第75期	(2004年6月10日)	59,154	59,312	0.9336	0.9361
第76期	(2004年7月12日)	59,069	59,227	0.9373	0.9398
第77期	(2004年8月10日)	58,661	58,817	0.9393	0.9418
第78期	(2004年9月10日)	57,580	57,735	0.9274	0.9299
第79期	(2004年10月12日)	56,677	56,829	0.9306	0.9331
第80期	(2004年11月10日)	56,101	56,252	0.9298	0.9323
第81期	(2004年12月10日)	56,128	56,277	0.9408	0.9433
第82期	(2005年1月11日)	53,469	53,611	0.9376	0.9401
第83期	(2005年2月10日)	53,351	53,491	0.9504	0.9529
第84期	(2005年3月10日)	51,680	51,818	0.9355	0.9380

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第85期	(2005年4月11日)	50,410	50,543	0.9478	0.9503
第86期	(2005年5月10日)	49,548	49,680	0.9381	0.9406
第87期	(2005年6月10日)	49,492	49,623	0.9453	0.9478
第88期	(2005年7月11日)	49,531	49,661	0.9559	0.9584
第89期	(2005年8月10日)	48,632	48,760	0.9492	0.9517
第90期	(2005年9月12日)	47,597	47,723	0.9484	0.9509
第91期	(2005年10月11日)	46,994	47,117	0.9557	0.9582
第92期	(2005年11月10日)	46,538	46,661	0.9523	0.9548
第93期	(2005年12月12日)	46,875	46,996	0.9688	0.9713
第94期	(2006年1月10日)	45,261	45,381	0.9435	0.9460
第95期	(2006年2月10日)	45,208	45,327	0.9485	0.9510
第96期	(2006年3月10日)	44,470	44,588	0.9393	0.9418
第97期	(2006年4月10日)	43,672	43,789	0.9384	0.9409
第98期	(2006年5月10日)	42,397	42,512	0.9172	0.9197
第99期	(2006年6月12日)	42,425	42,540	0.9226	0.9251
第100期	(2006年7月10日)	41,680	41,793	0.9188	0.9213
第101期	(2006年8月10日)	41,749	41,861	0.9269	0.9294
第102期	(2006年9月11日)	40,695	40,805	0.9213	0.9238
第103期	(2006年10月10日)	39,750	39,857	0.9268	0.9293
第104期	(2006年11月10日)	39,501	39,608	0.9291	0.9316
第105期	(2006年12月11日)	39,181	39,286	0.9330	0.9355
第106期	(2007年1月10日)	39,054	39,158	0.9383	0.9408
第107期	(2007年2月13日)	38,763	38,866	0.9406	0.9431
第108期	(2007年3月12日)	35,548	35,645	0.9192	0.9217
第109期	(2007年4月10日)	35,241	35,336	0.9267	0.9292
第110期	(2007年5月10日)	34,359	34,451	0.9300	0.9325
第111期	(2007年6月11日)	33,254	33,345	0.9109	0.9134
第112期	(2007年7月10日)	33,412	33,502	0.9283	0.9308
第113期	(2007年8月10日)	32,417	32,506	0.9073	0.9098
第114期	(2007年9月10日)	32,009	32,098	0.8985	0.9010
第115期	(2007年10月10日)	32,261	32,350	0.9101	0.9126
第116期	(2007年11月12日)	31,794	31,882	0.9036	0.9061
第117期	(2007年12月10日)	31,658	31,746	0.9040	0.9065
第118期	(2008年1月10日)	31,760	31,847	0.9126	0.9151
第119期	(2008年2月12日)	31,178	31,264	0.9063	0.9088
第120期	(2008年3月10日)	30,510	30,595	0.8918	0.8943

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第121期	(2008年4月10日)	29,762	29,847	0.8738	0.8763
第122期	(2008年5月12日)	29,706	29,791	0.8749	0.8774
第123期	(2008年6月10日)	29,162	29,247	0.8633	0.8658
第124期	(2008年7月10日)	29,058	29,142	0.8653	0.8678
第125期	(2008年8月11日)	28,796	28,879	0.8632	0.8657
第126期	(2008年9月10日)	27,895	27,978	0.8421	0.8446
第127期	(2008年10月10日)	25,840	25,922	0.7840	0.7865
第128期	(2008年11月10日)	24,958	25,040	0.7664	0.7689
第129期	(2008年12月10日)	24,351	24,432	0.7518	0.7543
第130期	(2009年1月13日)	24,518	24,598	0.7660	0.7685
第131期	(2009年2月10日)	23,900	23,980	0.7520	0.7545
第132期	(2009年3月10日)	24,171	24,249	0.7746	0.7771
第133期	(2009年4月10日)	24,208	24,284	0.7911	0.7936
第134期	(2009年5月11日)	24,377	24,453	0.7982	0.8007
第135期	(2009年6月10日)	24,218	24,294	0.7974	0.7999
第136期	(2009年7月10日)	23,755	23,831	0.7869	0.7894
第137期	(2009年8月10日)	24,488	24,563	0.8186	0.8211
第138期	(2009年9月10日)	23,970	24,044	0.8098	0.8123
第139期	(2009年10月13日)	24,163	24,236	0.8209	0.8234
第140期	(2009年11月10日)	24,101	24,174	0.8250	0.8275
第141期	(2009年12月10日)	23,681	23,753	0.8149	0.8174
第142期	(2010年1月12日)	23,960	24,032	0.8272	0.8297
第143期	(2010年2月10日)	23,534	23,606	0.8155	0.8180
第144期	(2010年3月10日)	23,255	23,327	0.8097	0.8122
第145期	(2010年4月12日)	22,815	22,884	0.8251	0.8276
第146期	(2010年5月10日)	22,616	22,685	0.8215	0.8240
第147期	(2010年6月10日)	22,280	22,349	0.8141	0.8166
第148期	(2010年7月12日)	21,694	21,762	0.8059	0.8084
第149期	(2010年8月10日)	21,459	21,525	0.8105	0.8130
第150期	(2010年9月10日)	20,582	20,648	0.7846	0.7871
第151期	(2010年10月12日)	21,058	21,123	0.8049	0.8074
第152期	(2010年11月10日)	20,317	20,382	0.7880	0.7905
第153期	(2010年12月10日)	19,697	19,761	0.7670	0.7695
第154期	(2011年1月11日)	19,368	19,432	0.7558	0.7583
第155期	(2011年2月10日)	19,156	19,219	0.7597	0.7622
第156期	(2011年3月10日)	19,219	19,281	0.7645	0.7670
第157期	(2011年4月11日)	19,507	19,570	0.7774	0.7799
第158期	(2011年5月10日)	18,897	18,960	0.7548	0.7573

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第159期	(2011年6月10日)	18,620	18,682	0.7551	0.7576
第160期	(2011年7月11日)	18,080	18,141	0.7413	0.7438
第161期	(2011年8月10日)	17,607	17,668	0.7236	0.7261
第162期	(2011年9月12日)	18,009	18,070	0.7440	0.7465
第163期	(2011年10月11日)	17,314	17,373	0.7295	0.7320
第164期	(2011年11月10日)	17,095	17,154	0.7360	0.7385
第165期	(2011年12月12日)	16,670	16,728	0.7243	0.7268
第166期	(2012年1月10日)	16,268	16,325	0.7146	0.7171
第167期	(2012年2月10日)	16,470	16,526	0.7307	0.7332
第168期	(2012年3月12日)	17,196	17,252	0.7629	0.7654
第169期	(2012年4月10日)	16,696	16,718	0.7572	0.7582
第170期	(2012年5月10日)	16,248	16,270	0.7435	0.7445
	2011年5月末日	18,793	-	0.7607	-
	2011年6月末日	18,280	-	0.7476	-
	2011年7月末日	17,629	-	0.7231	-
	2011年8月末日	17,902	-	0.7383	-
	2011年9月末日	17,551	-	0.7392	-
	2011年10月末日	17,107	-	0.7316	-
	2011年11月末日	16,704	-	0.7237	-
	2011年12月末日	16,533	-	0.7257	-
	2012年1月末日	16,348	-	0.7231	-
	2012年2月末日	17,108	-	0.7594	-
	2012年3月末日	16,816	-	0.7623	-
	2012年4月末日	16,561	-	0.7574	-
	2012年5月末日	16,046	-	0.7398	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第51期	自 2002年 5月11日 至 2002年 6月10日	0.0025
第52期	自 2002年 6月11日 至 2002年 7月10日	0.0025
第53期	自 2002年 7月11日 至 2002年 8月12日	0.0025
第54期	自 2002年 8月13日 至 2002年 9月10日	0.0025
第55期	自 2002年 9月11日 至 2002年10月10日	0.0025
第56期	自 2002年10月11日 至 2002年11月11日	0.0025
第57期	自 2002年11月12日 至 2002年12月10日	0.0025
第58期	自 2002年12月11日 至 2003年 1月10日	0.0025
第59期	自 2003年 1月11日 至 2003年 2月10日	0.0025
第60期	自 2003年 2月11日 至 2003年 3月10日	0.0025
第61期	自 2003年 3月11日 至 2003年 4月10日	0.0025
第62期	自 2003年 4月11日 至 2003年 5月12日	0.0025
第63期	自 2003年 5月13日 至 2003年 6月10日	0.0025
第64期	自 2003年 6月11日 至 2003年 7月10日	0.0025
第65期	自 2003年 7月11日 至 2003年 8月11日	0.0025
第66期	自 2003年 8月12日 至 2003年 9月10日	0.0025
第67期	自 2003年 9月11日 至 2003年10月10日	0.0025
第68期	自 2003年10月11日 至 2003年11月10日	0.0025
第69期	自 2003年11月11日 至 2003年12月10日	0.0025
第70期	自 2003年12月11日 至 2004年 1月13日	0.0025
第71期	自 2004年 1月14日 至 2004年 2月10日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第72期	自 2004年 2月11日 至 2004年 3月10日	0.0025
第73期	自 2004年 3月11日 至 2004年 4月12日	0.0025
第74期	自 2004年 4月13日 至 2004年 5月10日	0.0025
第75期	自 2004年 5月11日 至 2004年 6月10日	0.0025
第76期	自 2004年 6月11日 至 2004年 7月12日	0.0025
第77期	自 2004年 7月13日 至 2004年 8月10日	0.0025
第78期	自 2004年 8月11日 至 2004年 9月10日	0.0025
第79期	自 2004年 9月11日 至 2004年10月12日	0.0025
第80期	自 2004年10月13日 至 2004年11月10日	0.0025
第81期	自 2004年11月11日 至 2004年12月10日	0.0025
第82期	自 2004年12月11日 至 2005年 1月11日	0.0025
第83期	自 2005年 1月12日 至 2005年 2月10日	0.0025
第84期	自 2005年 2月11日 至 2005年 3月10日	0.0025
第85期	自 2005年 3月11日 至 2005年 4月11日	0.0025
第86期	自 2005年 4月12日 至 2005年 5月10日	0.0025
第87期	自 2005年 5月11日 至 2005年 6月10日	0.0025
第88期	自 2005年 6月11日 至 2005年 7月11日	0.0025
第89期	自 2005年 7月12日 至 2005年 8月10日	0.0025
第90期	自 2005年 8月11日 至 2005年 9月12日	0.0025
第91期	自 2005年 9月13日 至 2005年10月11日	0.0025
第92期	自 2005年10月12日 至 2005年11月10日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第93期	自 2005年11月11日 至 2005年12月12日	0.0025
第94期	自 2005年12月13日 至 2006年1月10日	0.0025
第95期	自 2006年1月11日 至 2006年2月10日	0.0025
第96期	自 2006年2月11日 至 2006年3月10日	0.0025
第97期	自 2006年3月11日 至 2006年4月10日	0.0025
第98期	自 2006年4月11日 至 2006年5月10日	0.0025
第99期	自 2006年5月11日 至 2006年6月12日	0.0025
第100期	自 2006年6月13日 至 2006年7月10日	0.0025
第101期	自 2006年7月11日 至 2006年8月10日	0.0025
第102期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.0025
第103期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	0.0025
第104期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	0.0025
第105期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	0.0025
第106期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	0.0025
第107期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	0.0025
第108期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	0.0025
第109期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	0.0025
第110期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	0.0025
第111期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	0.0025
第112期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	0.0025
第113期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	0.0025
第114期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第115期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	0.0025
第116期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	0.0025
第117期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	0.0025
第118期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	0.0025
第119期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	0.0025
第120期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	0.0025
第121期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	0.0025
第122期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	0.0025
第123期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	0.0025
第124期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	0.0025
第125期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	0.0025
第126期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	0.0025
第127期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	0.0025
第128期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	0.0025
第129期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	0.0025
第130期	自 2008年12月11日 至 2009年1月13日	0.0025
第131期	自 2009年1月14日 至 2009年2月10日	0.0025
第132期	自 2009年2月11日 至 2009年3月10日	0.0025
第133期	自 2009年3月11日 至 2009年4月10日	0.0025
第134期	自 2009年4月11日 至 2009年5月11日	0.0025
第135期	自 2009年5月12日 至 2009年6月10日	0.0025
第136期	自 2009年6月11日 至 2009年7月10日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第137期	自 2009年7月11日 至 2009年8月10日	0.0025
第138期	自 2009年8月11日 至 2009年9月10日	0.0025
第139期	自 2009年9月11日 至 2009年10月13日	0.0025
第140期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	0.0025
第141期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	0.0025
第142期	自 2009年12月11日 至 2010年1月12日	0.0025
第143期	自 2010年1月13日 至 2010年2月10日	0.0025
第144期	自 2010年2月11日 至 2010年3月10日	0.0025
第145期	自 2010年3月11日 至 2010年4月12日	0.0025
第146期	自 2010年4月13日 至 2010年5月10日	0.0025
第147期	自 2010年5月11日 至 2010年6月10日	0.0025
第148期	自 2010年6月11日 至 2010年7月12日	0.0025
第149期	自 2010年7月13日 至 2010年8月10日	0.0025
第150期	自 2010年8月11日 至 2010年9月10日	0.0025
第151期	自 2010年9月11日 至 2010年10月12日	0.0025
第152期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	0.0025
第153期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	0.0025
第154期	自 2010年12月11日 至 2011年1月11日	0.0025
第155期	自 2011年1月12日 至 2011年2月10日	0.0025
第156期	自 2011年2月11日 至 2011年3月10日	0.0025
第157期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	0.0025
第158期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第159期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	0.0025
第160期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	0.0025
第161期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	0.0025
第162期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	0.0025
第163期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	0.0025
第164期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	0.0025
第165期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	0.0025
第166期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	0.0025
第167期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	0.0025
第168期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	0.0025
第169期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	0.0010
第170期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	0.0010

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第51期	自 2002年 5月11日 至 2002年 6月10日	0.6
第52期	自 2002年 6月11日 至 2002年 7月10日	0.7
第53期	自 2002年 7月11日 至 2002年 8月12日	1.2
第54期	自 2002年 8月13日 至 2002年 9月10日	1.2
第55期	自 2002年 9月11日 至 2002年10月10日	3.9
第56期	自 2002年10月11日 至 2002年11月11日	1.1
第57期	自 2002年11月12日 至 2002年12月10日	1.2
第58期	自 2002年12月11日 至 2003年 1月10日	0.7
第59期	自 2003年 1月11日 至 2003年 2月10日	3.2
第60期	自 2003年 2月11日 至 2003年 3月10日	1.0
第61期	自 2003年 3月11日 至 2003年 4月10日	1.1
第62期	自 2003年 4月11日 至 2003年 5月12日	4.8
第63期	自 2003年 5月13日 至 2003年 6月10日	4.2
第64期	自 2003年 6月11日 至 2003年 7月10日	2.9
第65期	自 2003年 7月11日 至 2003年 8月11日	1.8
第66期	自 2003年 8月12日 至 2003年 9月10日	1.8
第67期	自 2003年 9月11日 至 2003年10月10日	0.1
第68期	自 2003年10月11日 至 2003年11月10日	0.4
第69期	自 2003年11月11日 至 2003年12月10日	1.9
第70期	自 2003年12月11日 至 2004年 1月13日	4.0
第71期	自 2004年 1月14日 至 2004年 2月10日	0.6
第72期	自 2004年 2月11日 至 2004年 3月10日	2.8

期	計算期間	収益率(%)
第73期	自 2004年 3月11日 至 2004年 4月12日	3.0
第74期	自 2004年 4月13日 至 2004年 5月10日	0.2
第75期	自 2004年 5月11日 至 2004年 6月10日	1.9
第76期	自 2004年 6月11日 至 2004年 7月12日	0.7
第77期	自 2004年 7月13日 至 2004年 8月10日	0.5
第78期	自 2004年 8月11日 至 2004年 9月10日	1.0
第79期	自 2004年 9月11日 至 2004年10月12日	0.6
第80期	自 2004年10月13日 至 2004年11月10日	0.2
第81期	自 2004年11月11日 至 2004年12月10日	1.5
第82期	自 2004年12月11日 至 2005年 1月11日	0.1
第83期	自 2005年 1月12日 至 2005年 2月10日	1.6
第84期	自 2005年 2月11日 至 2005年 3月10日	1.3
第85期	自 2005年 3月11日 至 2005年 4月11日	1.6
第86期	自 2005年 4月12日 至 2005年 5月10日	0.8
第87期	自 2005年 5月11日 至 2005年 6月10日	1.0
第88期	自 2005年 6月11日 至 2005年 7月11日	1.4
第89期	自 2005年 7月12日 至 2005年 8月10日	0.4
第90期	自 2005年 8月11日 至 2005年 9月12日	0.2
第91期	自 2005年 9月13日 至 2005年10月11日	1.0
第92期	自 2005年10月12日 至 2005年11月10日	0.1
第93期	自 2005年11月11日 至 2005年12月12日	2.0
第94期	自 2005年12月13日 至 2006年 1月10日	2.4

期	計算期間	収益率(%)
第95期	自 2006年1月11日 至 2006年2月10日	0.8
第96期	自 2006年2月11日 至 2006年3月10日	0.7
第97期	自 2006年3月11日 至 2006年4月10日	0.2
第98期	自 2006年4月11日 至 2006年5月10日	2.0
第99期	自 2006年5月11日 至 2006年6月12日	0.9
第100期	自 2006年6月13日 至 2006年7月10日	0.1
第101期	自 2006年7月11日 至 2006年8月10日	1.2
第102期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.3
第103期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	0.9
第104期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	0.5
第105期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	0.7
第106期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	0.8
第107期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	0.5
第108期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	2.0
第109期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	1.1
第110期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	0.6
第111期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	1.8
第112期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	2.2
第113期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	2.0
第114期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	0.7
第115期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	1.6
第116期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	0.4

期	計算期間	収益率(%)
第117期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	0.3
第118期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	1.2
第119期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	0.4
第120期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	1.3
第121期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	1.7
第122期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	0.4
第123期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	1.0
第124期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	0.5
第125期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	0.0
第126期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	2.2
第127期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	6.6
第128期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	1.9
第129期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	1.6
第130期	自 2008年12月11日 至 2009年1月13日	2.2
第131期	自 2009年1月14日 至 2009年2月10日	1.5
第132期	自 2009年2月11日 至 2009年3月10日	3.3
第133期	自 2009年3月11日 至 2009年4月10日	2.5
第134期	自 2009年4月11日 至 2009年5月11日	1.2
第135期	自 2009年5月12日 至 2009年6月10日	0.2
第136期	自 2009年6月11日 至 2009年7月10日	1.0
第137期	自 2009年7月11日 至 2009年8月10日	4.3
第138期	自 2009年8月11日 至 2009年9月10日	0.8

期	計算期間	収益率(%)
第139期	自 2009年9月11日 至 2009年10月13日	1.7
第140期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	0.8
第141期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	0.9
第142期	自 2009年12月11日 至 2010年1月12日	1.8
第143期	自 2010年1月13日 至 2010年2月10日	1.1
第144期	自 2010年2月11日 至 2010年3月10日	0.4
第145期	自 2010年3月11日 至 2010年4月12日	2.2
第146期	自 2010年4月13日 至 2010年5月10日	0.1
第147期	自 2010年5月11日 至 2010年6月10日	0.6
第148期	自 2010年6月11日 至 2010年7月12日	0.7
第149期	自 2010年7月13日 至 2010年8月10日	0.9
第150期	自 2010年8月11日 至 2010年9月10日	2.9
第151期	自 2010年9月11日 至 2010年10月12日	2.9
第152期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	1.8
第153期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	2.3
第154期	自 2010年12月11日 至 2011年1月11日	1.1
第155期	自 2011年1月12日 至 2011年2月10日	0.8
第156期	自 2011年2月11日 至 2011年3月10日	1.0
第157期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	2.0
第158期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	2.6
第159期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	0.4
第160期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	1.5

期	計算期間	収益率(%)
第161期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	2.1
第162期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	3.2
第163期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	1.6
第164期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	1.2
第165期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	1.3
第166期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	1.0
第167期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	2.6
第168期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	4.7
第169期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	0.6
第170期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	1.7

## (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第51期	自 2002年5月11日 至 2002年6月10日	122,556,776 (0)	603,520,346 (0)	114,535,946,291 (0)
第52期	自 2002年6月11日 至 2002年7月10日	112,397,897 (0)	1,725,744,622 (0)	112,922,599,566 (0)
第53期	自 2002年7月11日 至 2002年8月12日	116,010,847 (0)	1,599,298,635 (0)	111,439,311,778 (0)
第54期	自 2002年8月13日 至 2002年9月10日	125,993,908 (0)	1,438,325,007 (0)	110,126,980,679 (0)
第55期	自 2002年9月11日 至 2002年10月10日	203,910,195 (0)	1,969,997,335 (0)	108,360,893,539 (0)
第56期	自 2002年10月11日 至 2002年11月11日	199,350,722 (0)	1,459,198,705 (0)	107,101,045,556 (0)
第57期	自 2002年11月12日 至 2002年12月10日	159,081,085 (0)	1,674,752,635 (0)	105,585,374,006 (0)
第58期	自 2002年12月11日 至 2003年1月10日	123,658,126 (0)	1,970,234,928 (0)	103,738,797,204 (0)
第59期	自 2003年1月11日 至 2003年2月10日	129,872,043 (0)	3,956,089,721 (0)	99,912,579,526 (0)
第60期	自 2003年2月11日 至 2003年3月10日	120,537,578 (0)	3,763,191,498 (0)	96,269,925,606 (0)
第61期	自 2003年3月11日 至 2003年4月10日	117,433,495 (0)	3,333,623,119 (0)	93,053,735,982 (0)
第62期	自 2003年4月11日 至 2003年5月12日	91,822,224 (0)	1,407,972,943 (0)	91,737,585,263 (0)
第63期	自 2003年5月13日 至 2003年6月10日	700,096,243 (0)	2,561,897,546 (0)	89,875,783,960 (0)
第64期	自 2003年6月11日 至 2003年7月10日	65,206,332 (0)	8,731,892,417 (0)	81,209,097,875 (0)
第65期	自 2003年7月11日 至 2003年8月11日	73,807,253 (0)	912,371,589 (0)	80,370,533,539 (0)
第66期	自 2003年8月12日 至 2003年9月10日	63,059,228 (0)	3,597,938,745 (0)	76,835,654,022 (0)
第67期	自 2003年9月11日 至 2003年10月10日	71,258,199 (0)	349,434,434 (0)	76,557,477,787 (0)
第68期	自 2003年10月11日 至 2003年11月10日	54,287,699 (0)	384,286,985 (0)	76,227,478,501 (0)
第69期	自 2003年11月11日 至 2003年12月10日	132,320,020 (0)	1,290,723,363 (0)	75,069,075,158 (0)
第70期	自 2003年12月11日 至 2004年1月13日	218,668,219 (0)	1,839,421,239 (0)	73,448,322,138 (0)
第71期	自 2004年1月14日 至 2004年2月10日	82,461,384 (0)	4,247,807,569 (0)	69,282,975,953 (0)
第72期	自 2004年2月11日 至 2004年3月10日	73,508,636 (0)	3,416,545,812 (0)	65,939,938,777 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第73期	自 2004年3月11日 至 2004年4月12日	132,305,808 (0)	1,973,059,139 (0)	64,099,185,446 (0)
第74期	自 2004年4月13日 至 2004年5月10日	54,037,815 (0)	159,504,982 (0)	63,993,718,279 (0)
第75期	自 2004年5月11日 至 2004年6月10日	70,791,562 (0)	701,618,791 (0)	63,362,891,050 (0)
第76期	自 2004年6月11日 至 2004年7月12日	52,462,410 (0)	391,664,854 (0)	63,023,688,606 (0)
第77期	自 2004年7月13日 至 2004年8月10日	58,327,424 (0)	630,769,685 (0)	62,451,246,345 (0)
第78期	自 2004年8月11日 至 2004年9月10日	72,228,186 (0)	436,878,500 (0)	62,086,596,031 (0)
第79期	自 2004年9月11日 至 2004年10月12日	62,694,267 (0)	1,246,232,531 (0)	60,903,057,767 (0)
第80期	自 2004年10月13日 至 2004年11月10日	74,243,080 (0)	639,643,532 (0)	60,337,657,315 (0)
第81期	自 2004年11月11日 至 2004年12月10日	77,753,346 (0)	752,970,026 (0)	59,662,440,635 (0)
第82期	自 2004年12月11日 至 2005年1月11日	46,859,351 (0)	2,679,484,655 (0)	57,029,815,331 (0)
第83期	自 2005年1月12日 至 2005年2月10日	51,196,073 (0)	946,183,995 (0)	56,134,827,409 (0)
第84期	自 2005年2月11日 至 2005年3月10日	50,103,585 (0)	943,202,645 (0)	55,241,728,349 (0)
第85期	自 2005年3月11日 至 2005年4月11日	81,252,388 (0)	2,134,532,599 (0)	53,188,448,138 (0)
第86期	自 2005年4月12日 至 2005年5月10日	110,603,910 (0)	483,704,910 (0)	52,815,347,138 (0)
第87期	自 2005年5月11日 至 2005年6月10日	84,584,913 (0)	543,130,943 (0)	52,356,801,108 (0)
第88期	自 2005年6月11日 至 2005年7月11日	51,642,926 (0)	591,623,769 (0)	51,816,820,265 (0)
第89期	自 2005年7月12日 至 2005年8月10日	41,582,098 (0)	621,354,378 (0)	51,237,047,985 (0)
第90期	自 2005年8月11日 至 2005年9月12日	50,635,894 (0)	1,101,710,396 (0)	50,185,973,483 (0)
第91期	自 2005年9月13日 至 2005年10月11日	278,127,903 (0)	1,293,901,950 (0)	49,170,199,436 (0)
第92期	自 2005年10月12日 至 2005年11月10日	262,036,398 (0)	559,696,983 (0)	48,872,538,851 (0)
第93期	自 2005年11月11日 至 2005年12月12日	159,333,579 (0)	648,275,230 (0)	48,383,597,200 (0)
第94期	自 2005年12月13日 至 2006年1月10日	38,460,330 (0)	452,143,395 (0)	47,969,914,135 (0)
第95期	自 2006年1月11日 至 2006年2月10日	42,202,381 (0)	350,340,339 (0)	47,661,776,177 (0)
第96期	自 2006年2月11日 至 2006年3月10日	38,652,632 (0)	355,437,144 (0)	47,344,991,665 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第97期	自 2006年3月11日 至 2006年4月10日	54,013,408 (0)	860,753,577 (0)	46,538,251,496 (0)
第98期	自 2006年4月11日 至 2006年5月10日	42,789,867 (0)	355,204,717 (0)	46,225,836,646 (0)
第99期	自 2006年5月11日 至 2006年6月12日	49,059,519 (0)	292,123,038 (0)	45,982,773,127 (0)
第100期	自 2006年6月13日 至 2006年7月10日	38,339,402 (0)	655,753,164 (0)	45,365,359,365 (0)
第101期	自 2006年7月11日 至 2006年8月10日	38,924,524 (0)	364,232,966 (0)	45,040,050,923 (0)
第102期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	37,181,757 (0)	905,112,684 (0)	44,172,119,996 (0)
第103期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	37,017,106 (0)	1,320,967,376 (0)	42,888,169,726 (0)
第104期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	36,360,036 (0)	407,508,574 (0)	42,517,021,188 (0)
第105期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	35,746,563 (0)	556,145,485 (0)	41,996,622,266 (0)
第106期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	35,107,562 (0)	407,146,771 (0)	41,624,583,057 (0)
第107期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	35,458,904 (0)	449,831,692 (0)	41,210,210,269 (0)
第108期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	33,941,473 (0)	2,569,809,186 (0)	38,674,342,556 (0)
第109期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	34,369,843 (0)	678,915,913 (0)	38,029,796,486 (0)
第110期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	33,599,650 (0)	1,117,231,695 (0)	36,946,164,441 (0)
第111期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	33,263,692 (0)	470,881,583 (0)	36,508,546,550 (0)
第112期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	33,956,854 (0)	549,404,931 (0)	35,993,098,473 (0)
第113期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	34,619,503 (0)	299,802,620 (0)	35,727,915,356 (0)
第114期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	34,276,727 (0)	138,172,957 (0)	35,624,019,126 (0)
第115期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	33,525,412 (0)	209,086,112 (0)	35,448,458,426 (0)
第116期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	69,608,776 (0)	330,165,845 (0)	35,187,901,357 (0)
第117期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	33,336,522 (0)	198,761,746 (0)	35,022,476,133 (0)
第118期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	33,067,431 (0)	254,342,059 (0)	34,801,201,505 (0)
第119期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	32,047,511 (0)	433,327,460 (0)	34,399,921,556 (0)
第120期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	32,644,463 (0)	218,983,334 (0)	34,213,582,685 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第121期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	35,851,586 (0)	187,936,886 (0)	34,061,497,385 (0)
第122期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	38,161,760 (0)	144,631,058 (0)	33,955,028,087 (0)
第123期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	35,860,893 (0)	210,750,161 (0)	33,780,138,819 (0)
第124期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	36,030,235 (0)	233,458,064 (0)	33,582,710,990 (0)
第125期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	35,752,688 (0)	257,274,209 (0)	33,361,189,469 (0)
第126期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	36,008,299 (0)	272,984,777 (0)	33,124,212,991 (0)
第127期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	40,463,249 (0)	205,783,931 (0)	32,958,892,309 (0)
第128期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	40,187,183 (0)	432,612,581 (0)	32,566,466,911 (0)
第129期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	39,288,260 (0)	214,424,176 (0)	32,391,330,995 (0)
第130期	自 2008年12月11日 至 2009年1月13日	39,714,717 (0)	424,829,794 (0)	32,006,215,918 (0)
第131期	自 2009年1月14日 至 2009年2月10日	38,821,062 (0)	264,002,614 (0)	31,781,034,366 (0)
第132期	自 2009年2月11日 至 2009年3月10日	39,366,706 (0)	614,675,769 (0)	31,205,725,303 (0)
第133期	自 2009年3月11日 至 2009年4月10日	40,917,775 (0)	647,848,983 (0)	30,598,794,095 (0)
第134期	自 2009年4月11日 至 2009年5月11日	37,315,332 (0)	97,160,332 (0)	30,538,949,095 (0)
第135期	自 2009年5月12日 至 2009年6月10日	36,957,291 (0)	203,645,694 (0)	30,372,260,692 (0)
第136期	自 2009年6月11日 至 2009年7月10日	36,692,086 (0)	220,643,423 (0)	30,188,309,355 (0)
第137期	自 2009年7月11日 至 2009年8月10日	36,830,803 (0)	309,524,186 (0)	29,915,615,972 (0)
第138期	自 2009年8月11日 至 2009年9月10日	35,301,892 (0)	348,866,279 (0)	29,602,051,585 (0)
第139期	自 2009年9月11日 至 2009年10月13日	35,256,091 (0)	203,989,856 (0)	29,433,317,820 (0)
第140期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	34,529,164 (0)	254,123,104 (0)	29,213,723,880 (0)
第141期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	34,038,589 (0)	186,771,561 (0)	29,060,990,908 (0)
第142期	自 2009年12月11日 至 2010年1月12日	34,277,724 (0)	131,063,846 (0)	28,964,204,786 (0)
第143期	自 2010年1月13日 至 2010年2月10日	34,570,015 (0)	140,500,696 (0)	28,858,274,105 (0)
第144期	自 2010年2月11日 至 2010年3月10日	34,280,275 (0)	173,186,629 (0)	28,719,367,751 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第145期	自 2010年3月11日 至 2010年4月12日	35,221,966 (0)	1,101,093,829 (0)	27,653,495,888 (0)
第146期	自 2010年4月13日 至 2010年5月10日	33,380,432 (0)	155,212,899 (0)	27,531,663,421 (0)
第147期	自 2010年5月11日 至 2010年6月10日	33,410,094 (0)	196,619,809 (0)	27,368,453,706 (0)
第148期	自 2010年6月11日 至 2010年7月12日	33,513,204 (0)	481,068,132 (0)	26,920,898,778 (0)
第149期	自 2010年7月13日 至 2010年8月10日	33,755,727 (0)	477,335,900 (0)	26,477,318,605 (0)
第150期	自 2010年8月11日 至 2010年9月10日	33,333,165 (0)	275,944,607 (0)	26,234,707,163 (0)
第151期	自 2010年9月11日 至 2010年10月12日	34,402,638 (0)	104,751,120 (0)	26,164,358,681 (0)
第152期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	33,525,246 (0)	413,111,346 (0)	25,784,772,581 (0)
第153期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	34,216,190 (0)	137,297,132 (0)	25,681,691,639 (0)
第154期	自 2010年12月11日 至 2011年1月11日	164,176,707 (0)	220,402,479 (0)	25,625,465,867 (0)
第155期	自 2011年1月12日 至 2011年2月10日	35,409,348 (0)	443,247,695 (0)	25,217,627,520 (0)
第156期	自 2011年2月11日 至 2011年3月10日	34,916,788 (0)	113,152,597 (0)	25,139,391,711 (0)
第157期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	34,999,994 (0)	82,150,585 (0)	25,092,241,120 (0)
第158期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	36,071,273 (0)	92,245,071 (0)	25,036,067,322 (0)
第159期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	35,242,557 (0)	412,675,677 (0)	24,658,634,202 (0)
第160期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	35,498,803 (0)	305,225,387 (0)	24,388,907,618 (0)
第161期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	35,360,149 (0)	90,718,489 (0)	24,333,549,278 (0)
第162期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	36,403,626 (0)	162,253,614 (0)	24,207,699,290 (0)
第163期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	35,045,497 (0)	507,567,195 (0)	23,735,177,592 (0)
第164期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	35,321,016 (0)	542,899,490 (0)	23,227,599,118 (0)
第165期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	33,224,494 (0)	245,907,467 (0)	23,014,916,145 (0)
第166期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	33,511,268 (0)	284,436,570 (0)	22,763,990,843 (0)
第167期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	35,903,301 (0)	260,484,956 (0)	22,539,409,188 (0)
第168期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	290,542,330 (0)	289,114,880 (0)	22,540,836,638 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第169期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	31,971,027 (0)	522,607,613 (0)	22,050,200,052 (0)
第170期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	12,407,636 (0)	208,630,930 (0)	21,853,976,758 (0)

(注) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

[次へ](#)

## (参考)運用実績

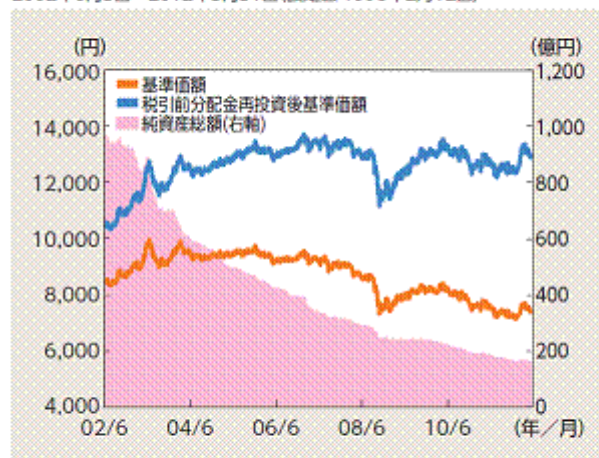
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2012年5月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

2002年6月3日～2012年5月31日(設定日:1998年2月12日)



## 基準価額・純資産総額

基準価額	7,398円
純資産総額	160.5億円

## 期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-2.19	-2.00	3.90	0.88	4.22	-3.69	28.77

## 分配の推移(円)(1万口当たり、税引前)

決算日	11/6/10	11/7/11	11/8/10	11/9/12	11/10/11	11/11/10	11/12/12
分配金	25	25	25	25	25	25	25
決算日	12/1/10	12/2/10	12/3/12	12/4/10	12/5/10	最近1年累計	設定来累計
分配金	25	25	25	10	10	270	4,851

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

## 組入上位銘柄

	通貨	銘柄	償還日	種別	格付 <sup>(注)</sup>	クーポン	比率
1	USD	アメリカ国債	2021/8/15	国債	AA+/Aaa	2.125%	3.6%
2	USD	アメリカ国債	2041/8/15	国債	AA+/Aaa	3.750%	3.2%
3	USD	アメリカ国債	2013/10/31	国債	AA+/Aaa	0.250%	3.1%
4	USD	アメリカ国債	2012/11/30	国債	AA+/Aaa	0.500%	3.0%
5	EUR	オランダ国債	2015/7/15	国債	AAA/Aaa	3.250%	2.8%
6	EUR	ベルギー国債	2017/6/28	国債	AA/Aa3	3.500%	2.4%
7	CAD	カナダ国債	2027/6/1	国債	AAA/Aaa	8.000%	2.2%
8	EUR	ドイツ国債	2017/2/24	国債	AAA/Aaa	0.750%	2.2%
9	GBP	イギリス国債	2016/9/7	国債	AAA/Aaa	4.000%	2.0%
10	EUR	ドイツ国債	2015/10/9	国債	AAA/Aaa	1.750%	1.9%

(注)上記格付は、スタンダード&プアーズ(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

## ポートフォリオ情報

ファンドのデュレーション	7.20年
ベンチマークのデュレーション	6.49年
加重平均クーポン	3.29%
平均格付	AA

## 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2012年は1月から5月末までの騰落率を表示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日<sup>\*1</sup>受け付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\*1 英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日（以下「ロンドンの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資にかかる追加信託金のお申込みに関し、ロンドンの休業日においてもこれを受け付けるものとします。なお、お申込金額が5億円超の場合は、決算日（毎月10日、ただし休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日（「ロンドンの休業日」を除きます。）以内に限りお申込みを受け付けます。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：パラOP）。

(4) お買付単位は、10万円以上1円単位とします。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日<sup>\*1</sup>受け付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 「ロンドンの休業日」を除きます。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。お取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：パラOP）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1顧客あたりの大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた

場合等を含みます。)があるときは、解約請求の受付を中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていた  
だくことがあります。この場合、受益者は当該中止または保留以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益  
者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価  
額の計算日を換金のお申込日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要  
(5) その他 b . 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通  
じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求するこ  
とができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了」に規定する信託契約の解  
約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をそ  
の時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産  
(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評  
価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則と  
してわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国にお  
ける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:パラOP)。  
年2回(5月および11月)の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記  
載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されていま  
す。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年2月12日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」  
の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年2月12  
日から1998年4月10日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のと  
き、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの  
とします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a . 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託  
銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができま  
す。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。  
ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記  
(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

##### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁  
が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b . に記  
載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続  
します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐと

きを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。)、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. その他の契約の変更

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAMロンドンおよびGSAMニューヨーク)との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### g．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下g．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### i．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### j．再投資の指図

委託会社は、上記による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動払いづく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該

受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2011年11月11日から2012年5月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 【バラエティ・オープン】  
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2011年11月10日現在)	当期 (2012年5月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	344,129,484	70,511,657
コール・ローン	29,672,205	167,005,148
国債証券	7,599,282,515	10,147,278,585
特殊債券	2,707,847,463	1,198,750,346
社債券	6,368,819,805	4,499,090,187
プット・オプション(買)	-	9,068,150
派生商品評価勘定	1,096,422,807	1,940,592,891
未収入金	542,772,176	2,031,867
未収利息	177,842,068	136,806,080
前払費用	25,775,584	31,452,229
その他未収収益	8,848,886	15,530,129
差入委託証拠金	106,401,126	46,370,577
流動資産合計	19,007,814,119	18,264,487,846
資産合計	19,007,814,119	18,264,487,846
<b>負債の部</b>		
流動負債		
プット・オプション(売)	-	2,650,690
派生商品評価勘定	835,991,007	1,838,879,327
前受金	-	150,524
未払金	971,928,867	124,005,661
未払収益分配金	58,068,997	21,853,976
未払解約金	20,187,710	3,428,834
未払受託者報酬	1,033,738	998,546
未払委託者報酬	24,366,651	23,537,099
その他未払費用	296,340	211,112
流動負債合計	1,911,873,310	2,015,715,769
負債合計	1,911,873,310	2,015,715,769
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	23,227,599,118	21,853,976,758
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,131,658,309	5,605,204,681
(分配準備積立金)	209,648,686	71,722,161
元本等合計	17,095,940,809	16,248,772,077
純資産合計	17,095,940,809	16,248,772,077
負債純資産合計	19,007,814,119	18,264,487,846

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2011年5月11日 至 2011年11月10日	当期 自 2011年11月11日 至 2012年5月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	307,311,314	242,031,273
有価証券売買等損益	457,160,787	383,642,420
派生商品取引等損益	110,719,106	65,996,247
為替差損益	814,199,164	99,888,911
その他収益	7,515,845	7,023,015
<b>営業収益合計</b>	<b>68,507,888</b>	<b>598,804,044</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,627,119	6,104,512
委託者報酬	156,210,533	143,891,942
その他費用	3,173,033	2,945,022
<b>営業費用合計</b>	<b>166,010,685</b>	<b>152,941,476</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>97,502,797</b>	<b>445,862,568</b>
経常利益又は経常損失( )	97,502,797	445,862,568
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>97,502,797</b>	<b>445,862,568</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	335,016	8,609,255
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>6,138,419,442</b>	<b>6,131,658,309</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	521,050,514	470,064,133
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	521,050,514	470,064,133
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,072,653	109,811,762
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,072,653	109,811,762
分配金	361,378,915	271,052,056
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>6,131,658,309</b>	<b>5,605,204,681</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2011年 5月11日 至 2011年11月10日	当期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左 (3) オプション取引 個別法に基づき、原則として、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2011年11月10日現在)	当期 (2012年5月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	25,036,067,322円	23,227,599,118円
期中追加設定元本額	212,871,648円	437,560,056円
期中一部解約元本額	2,021,339,852円	1,811,182,416円
2. 受益権の総数	23,227,599,118口	21,853,976,758口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,131,658,309円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,605,204,681円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 2011年 5月11日 至 2011年11月10日	当期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日
分配金の計算過程		
	2011年 5月11日から 2011年 6月10日までの計算期間	2011年11月11日から 2011年12月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	38,313,165円	17,548,663円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	122,469,972円	116,632,114円
分配準備積立金額	380,864,473円	207,432,334円
本ファンドの分配対象収益額	541,647,610円	341,613,111円
本ファンドの期末残存口数	24,658,634,202口	23,014,916,145口
1口当たり収益分配対象額	0.021965円	0.014843円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0025円
収益分配金金額	61,646,585円	57,537,290円
	2011年 6月11日から 2011年 7月11日までの計算期間	2011年12月13日から 2012年 1月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	26,922,293円	13,477,994円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	121,638,709円	115,601,401円
分配準備積立金額	353,111,860円	165,377,119円
本ファンドの分配対象収益額	501,672,862円	294,456,514円
本ファンドの期末残存口数	24,388,907,618口	22,763,990,843口
1口当たり収益分配対象額	0.020569円	0.012935円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0025円
収益分配金金額	60,972,269円	56,909,977円
	2011年 7月12日から 2011年 8月10日までの計算期間	2012年 1月11日から 2012年 2月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	26,440,373円	40,157,905円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	121,823,618円	114,653,635円
分配準備積立金額	317,876,645円	120,551,657円
本ファンドの分配対象収益額	466,140,636円	275,363,197円
本ファンドの期末残存口数	24,333,549,278口	22,539,409,188口
1口当たり収益分配対象額	0.019156円	0.012216円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0025円
収益分配金金額	60,833,873円	56,348,522円

区分	前期	当期
	自 2011年 5月11日 至 2011年11月10日	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日
	2011年 8月11日から 2011年 9月12日までの計算期間	2012年 2月11日から 2012年 3月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	53,812,053円	42,516,925円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	121,614,991円	116,426,217円
分配準備積立金額	281,595,706円	103,025,262円
本ファンドの分配対象収益額	457,022,750円	261,968,404円
本ファンドの期末残存口数	24,207,699,290口	22,540,836,638口
1口当たり収益分配対象額	0.018879円	0.011621円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0025円
収益分配金金額	60,519,248円	56,352,091円
	2011年 9月13日から 2011年10月11日までの計算期間	2012年 3月13日から 2012年 4月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	21,541,745円	14,377,845円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	119,631,018円	114,016,571円
分配準備積立金額	269,133,413円	87,124,987円
本ファンドの分配対象収益額	410,306,176円	215,519,403円
本ファンドの期末残存口数	23,735,177,592口	22,050,200,052口
1口当たり収益分配対象額	0.017286円	0.009774円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0010円
収益分配金金額	59,337,943円	22,050,200円
	2011年10月12日から 2011年11月10日までの計算期間	2012年 4月11日から 2012年 5月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	41,664,184円	14,874,815円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	117,410,428円	113,046,257円
分配準備積立金額	226,053,499円	78,701,322円
本ファンドの分配対象収益額	385,128,111円	206,622,394円
本ファンドの期末残存口数	23,227,599,118口	21,853,976,758口
1口当たり収益分配対象額	0.016580円	0.009454円
1口当たり分配金額	0.0025円	0.0010円
収益分配金金額	58,068,997円	21,853,976円

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2011年5月11日 至 2011年11月10日	当期 自 2011年11月11日 至 2012年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なりスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引及び先物オプション取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なりスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2011年 5月11日 至 2011年11月10日	当期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2011年11月10日現在)	当期 (2012年5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	23,417,131	80,386,934
特殊債券	19,146,089	5,702,119
社債券	43,541,901	18,669,248
合計	39,270,859	104,758,301

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 債券関連

区分	種類	前期(2011年11月10日現在)				当期(2012年5月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	4,837,396,031	-	4,917,357,060	79,961,029	6,984,175,383	-	7,055,968,610	71,793,227
	売建	2,865,920,812	-	2,887,993,757	22,072,945	2,228,803,042	-	2,261,271,184	32,468,142
合計		7,703,316,843	-	7,805,350,817	57,888,084	9,212,978,425	-	9,317,239,794	39,325,085

## (2) 通貨関連

区分	種類	前期(2011年11月10日現在)				当期(2012年5月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	11,297,891,381	-	11,366,795,915	68,904,534	17,080,973,966	-	16,609,164,761	471,809,205
	カナダドル	1,921,326,367	-	1,912,218,660	9,107,707	3,923,197,043	-	3,778,268,523	144,928,520
	ユーロ	8,063,262,050	-	7,938,377,389	124,884,661	12,973,712,482	-	12,602,239,331	371,473,151
	英ポンド	2,874,817,018	-	2,928,700,406	53,883,388	2,397,771,881	-	2,351,733,584	46,038,297
	スイスフラン	2,515,293,715	-	2,571,520,198	56,226,483	1,696,555,937	-	1,611,657,423	84,898,514
	スウェーデン クローナ	2,236,448,228	-	2,216,428,249	20,019,979	1,496,366,140	-	1,423,985,953	72,380,187
	ノルウェー クローネ	2,232,405,718	-	2,198,442,829	33,962,889	2,435,211,559	-	2,315,471,112	119,740,447
	オーストラリア ドル	2,388,099,247	-	2,365,120,653	22,978,594	5,180,489,777	-	4,889,037,075	291,452,702
	ニュージーランド ドル	3,001,930,837	-	2,946,187,239	55,743,598	2,636,143,982	-	2,468,244,896	167,899,086
	売建								
	米ドル	11,076,476,685	-	11,157,112,871	80,636,186	17,170,401,302	-	16,758,868,816	411,532,486
	カナダドル	2,578,068,058	-	2,586,753,480	8,685,422	3,839,672,947	-	3,704,520,493	135,152,454
	メキシコペソ	39,742,187	-	39,794,713	52,526	103,311,572	-	96,288,156	7,023,416
	ユーロ	13,577,157,737	-	13,662,244,677	85,086,940	19,092,821,739	-	18,382,165,268	710,656,471
	英ポンド	2,630,227,737	-	2,653,604,348	23,376,611	4,023,919,807	-	3,986,441,068	37,478,739
	スイスフラン	3,336,414,028	-	3,032,740,179	303,673,849	2,417,164,499	-	2,306,700,363	110,464,136
	スウェーデン クローナ	2,694,960,438	-	2,661,334,605	33,625,833	895,174,574	-	856,767,238	38,407,336
	ノルウェー クローネ	1,499,701,397	-	1,483,791,698	15,909,699	2,455,646,433	-	2,367,500,841	88,145,592
	デンマーク クローネ	230,365,044	-	235,494,630	5,129,586	271,532,568	-	255,818,280	15,714,288
	オーストラリア ドル	4,916,335,952	-	4,862,762,448	53,573,504	2,961,002,960	-	2,799,082,402	161,920,558
	ニュージーランド ドル	2,532,611,101	-	2,443,559,254	89,051,847	1,525,025,459	-	1,417,795,030	107,230,429
	南アフリカランド	187,056,090	-	189,696,812	2,640,722	170,240,570	-	160,818,859	9,421,711
	合計	81,830,591,015	-	81,452,681,253	202,543,716	104,746,337,197	-	101,142,569,472	62,527,507

## (3) 金利関連

区分	種類	前期(2011年11月10日現在)				当期(2012年5月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	-	-	-	-	7,965,897,168	7,965,897,168	7,986,441,277	20,544,109
	売建	-	-	-	-	6,269,352,414	6,269,352,414	6,290,035,551	20,683,137
	金利先物オプション取引								
	ブット								
	買建	-	-	-	-	5,468,792,000 (18,955,423)	- (-)	9,068,149	9,887,274
売建	-	-	-	-	5,412,988,000 (6,138,440)	- (-)	2,650,690	3,487,750	
合計		-	-	-	-	25,117,029,582 (25,093,863)	14,235,249,582 (-)	14,288,195,667	6,538,552

## (注) 時価の算定方法

## ・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## ・為替予約取引

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

## ・オプション取引

- 原則として、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、直近の日の最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- オプション取引における( )は、支払オプション料又は受取オプション料であります。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 2011年5月11日 至 2011年11月10日			当期 自 2011年11月11日 至 2012年5月10日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 - 円		有価証券等 売買手数料	為替 - 円	

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

## (1口当たり情報)

区分	前期 (2011年11月10日現在)	当期 (2012年5月10日現在)
1口当たり純資産額	0.7360円	0.7435円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.25%	6,300,000.00	6,300,630.12	
		US TREASURY N/B 0.5%	6,000,000.00	6,010,800.48	
		US TREASURY N/B 2.125%	7,000,000.00	7,226,870.35	
		US TREASURY N/B 3.75%	5,400,000.00	6,177,546.10	
	特殊債券	FREDDIE MAC 2.375%	800,000.00	808,184.08	
		PETROBRAS INTL F 5.375%	400,000.00	435,308.00	
		PETROBRAS INTL F 5.75%	60,000.00	66,778.20	
	社債券	AHM 2004-3 1A	8,836.74	8,265.82	
		AHMA 2007-1 A1	2,470,052.52	1,103,294.90	
		AMERICAN EXPRESS 2.8%	550,000.00	570,812.99	
		APACHE CORP 3.25%	500,000.00	514,432.90	
		AT&T INC 6.7%	650,000.00	706,726.92	
		BANK OF NOVA SCO 1.05%	900,000.00	905,259.60	
		BANK OF SCOTLAND PLC	700,000.00	770,210.00	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.45%	1,250,000.00	1,282,168.75	
		CAISSE CENTRALE 1.6%	250,000.00	251,850.00	
		CATERPILLAR FINA 2.05%	500,000.00	517,222.48	
		CITIGROUP INC 4.5%	530,000.00	542,606.58	
		CITM 2007-1 2A1	63,259.89	63,330.80	
		COCA-COLA CO 3.625%	650,000.00	686,511.12	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	600,000.00	629,987.40	
		CWALT 2005-82 A1	2,239,676.42	1,102,010.83	
		DELL INC 2.3%	1,300,000.00	1,348,047.38	
DIAGEO CAPITAL P 1.5%	350,000.00	349,143.61			
DNB NOR BOLIGKRE 2.9%	600,000.00	624,060.00			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DOLPHIN ENERGY L 5.5%	400,000.00	432,000.00	
		DOLPHIN ENERGY L 5.888%	101,148.00	110,504.19	
		GLAXOSMITHKLINE 2.85%	500,000.00	498,921.00	
		GOOGLE INC 2.125%	1,100,000.00	1,153,449.00	
		HEWLETT-PACKARD 2.125%	1,250,000.00	1,258,401.11	
		HFCHC 2007-3 APT	898,415.55	821,674.60	
		HSBC BANK PLC 1.625%	1,900,000.00	1,907,303.60	
		JOHN DEERE CAPIT FLOAT	550,000.00	553,139.95	
		JOHN DEERE CAPIT 1.4%	500,000.00	500,906.45	
		JPMORGAN CHASE & 1.875%	500,000.00	502,903.21	
		JPMORGAN CHASE & 4.5%	200,000.00	213,512.72	
		MASSMUTUAL GLOBA 2.3%	400,000.00	412,563.20	
		MASSMUTUAL GLOBA 2.875%	200,000.00	206,734.40	
		MCDONALD'S CORP 3.625%	600,000.00	662,115.73	
		METLIFE INSTITUT 1.625%	1,050,000.00	1,053,270.75	
		MIZUHO CORP BANK 2.55%	500,000.00	504,770.00	
		PROCTER & GAMBLE 1.8%	1,850,000.00	1,909,669.38	
		RALI 2005-QS13 2A3	262,353.53	195,118.61	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	650,000.00	670,514.65	
		SCHLUMBERGER NOR 3%	1,150,000.00	1,170,700.00	
		SEMT 2004-10 A3A	522,442.38	443,110.81	
		SMI 2012-1A 2A1	750,000.00	754,799.55	
		SPAREBANK 1 BOLI 2.3%	1,000,000.00	1,007,500.00	
		SPAREBANK 1 BOLI 2.625%	1,800,000.00	1,860,967.80	
		STANDARD CHARTER 3.2%	500,000.00	515,829.00	
		SUMITOMO MITSUI 3.15%	500,000.00	522,441.00	
		SWEDBANK HYPOTEK FLOAT	470,000.00	469,473.60	
		TEXAS INSTRUMENT 2.375%	600,000.00	629,227.33	
		TOTAL CAPITAL IN 2.875%	300,000.00	299,972.42	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		UBS AG STAMFORD 4.875%	600,000.00	633,648.46	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	550,000.00	578,451.85	
		WELLS FARGO & CO 1.25%	550,000.00	550,502.23	
		WELLS FARGO & CO 3.5%	750,000.00	762,113.57	
		WESTPAC BANKING 2.9%	1,250,000.00	1,309,843.75	
		WMALT 2006-AR5 4A	2,468,320.97	1,099,308.45	
		WMALT 2007-OA3 2A	1,324,562.58	516,106.53	
				65,693,528.31	
				(5,237,088,075)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	1,640,000.00	1,696,202.80	
		CANADA-GOV'T 8%	2,650,000.00	4,573,582.00	
小計				6,269,784.80	
				(499,074,870)	
メキシコペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR 7.75%	9,121,300.00	9,460,521.13	
		MEXICAN BONOS 10%	5,240,000.00	6,954,355.28	
小計				16,414,876.41	
				(96,519,473)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 3%	410,000.00	412,583.00	
		BELGIAN 3.5%	3,765,000.00	3,991,653.00	
		BELGIAN 4%	1,240,000.00	1,308,572.00	
		BTAN 2.5%	170,000.00	177,369.50	
		BTPS 4.75%	2,200,000.00	2,233,000.00	
		BTPS 4.75%	2,650,000.00	2,665,370.00	
		BTPS 5%	370,000.00	325,600.00	
		BTPS 5.5%	860,000.00	847,100.00	
		BTPS 5.75%	286,000.00	275,704.00	
		BTPS 6%	3,190,000.00	3,153,315.00	
		BUNDESUBL 0.75%	3,530,000.00	3,567,418.00	
		BUNDESUBL 1.25%	2,110,000.00	2,186,804.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUNDESOBL 1.75%	3,000,000.00	3,154,650.00	
		DEUTSCHLAND REP 2%	1,740,000.00	1,827,348.00	
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	370,000.00	407,666.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	850,000.00	1,008,015.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	135,000.00	189,162.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,240,000.00	1,881,948.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,179,959.00	1,753,183.08	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	370,000.00	538,387.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.5%	590,000.00	924,707.00	
		FINNISH GOV'T 3.875%	170,000.00	193,800.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	980,000.00	1,162,329.00	
		FRANCE O.A.T. 3%	2,340,000.00	2,368,548.00	
		FRANCE O.A.T. 3.75%	40,000.00	43,888.00	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	1,920,000.00	2,212,992.00	
		NETHERLANDS GOVT 2.25%	1,180,000.00	1,193,098.00	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	4,190,000.00	4,537,351.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,700,000.00	1,978,120.00	
		SPANISH GOV'T 5.5%	1,410,000.00	1,423,324.50	
		SPANISH GOV'T 5.5%	440,000.00	425,304.00	
		SPANISH GOV'T 5.85%	2,820,000.00	2,772,906.00	
	特殊債券	EFSF 2.625%	1,600,000.00	1,619,840.00	
		FMS WERTMANAGEME 1.375%	3,100,000.00	3,143,090.00	
		FMS WERTMANAGEME 1.875%	1,400,000.00	1,441,860.00	
		FMS WERTMANAGEME 2.75%	1,300,000.00	1,379,430.00	
		KFW 2%	1,500,000.00	1,560,600.00	
		KFW 3.125%	900,000.00	978,390.00	
	社債券	ABBAY NATL TREAS 3.125%	800,000.00	826,263.97	
		ABBAY NATL TREAS 3.375%	500,000.00	522,929.95	
		ABBAY NATL TREAS 3.625%	300,000.00	316,725.01	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	国債証券	BP CAPITAL MARKE 2.994%	400,000.00	417,568.02	
		CATERPILLAR INTL 1.375%	300,000.00	299,520.00	
		CREDIT SUISSE GU 2.875%	650,000.00	673,393.49	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,100,000.00	1,262,074.09	
		IBM CORP 6.625%	350,000.00	384,520.46	
		ING BANK NV 3.875%	550,000.00	579,512.94	
		TEVA PHARM FIN I 2.875%	300,000.00	310,827.00	
		WM COVERED BOND 4%	1,450,000.00	1,556,082.02	
		ZURICH FINANCE ( 4.5%	350,000.00	372,848.00	
		小計			68,786,690.03
	社債券	UK TREASURY 1%	1,020,000.00	1,014,951.00	
		UK TREASURY 1.75%	1,120,000.00	1,161,540.80	
		UK TREASURY 3.75%	40,000.00	46,615.60	
		UK TREASURY 3.75%	580,000.00	637,333.00	
		UK TREASURY 4%	1,860,000.00	2,110,895.40	
		UK TREASURY 4%	800,000.00	941,672.00	
		UK TREASURY 4.25%	390,000.00	465,929.10	
		UK TREASURY 4.25%	1,325,000.00	1,581,771.75	
		UK TREASURY 4.5%	1,010,000.00	1,250,470.90	
		UK TSY I/L STOCK 2.5%	820,000.00	2,825,465.80	
ABBEY NATIONAL T FLOAT	600,000.00	598,633.80			
ABBEY NATL TREAS FLOAT	600,000.00	601,140.00			
COVENTRY BLDG SO FLOAT	300,000.00	301,410.00			
DRWBY 2012-1 A	200,000.00	200,000.00			
GRAN 2004-2 3A	429,580.25	412,699.85			
GRAN 2004-3 3A1	378,452.19	363,064.70			
LEOFR 2012-1 A	500,000.00	500,300.02			
小計			15,013,893.72		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%		(1,931,987,843)	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5%	15,000,000.00	16,666,950.00	
	小計		1,150,000.00	1,285,815.00	
				17,952,765.00	
				(208,072,545)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 5%	21,350,000.00	22,897,875.00	
小計				22,897,875.00	
				(317,822,505)	
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	400,000.00	435,960.00	
	社債券	BANK OF NOVA SCO 5.75%	800,000.00	824,744.00	
		CAN IMPERIAL BK/ 5.75%	1,100,000.00	1,134,166.00	
		ING BANK (AUS) 5.75%	1,200,000.00	1,248,216.00	
小計				3,643,086.00	
				(292,321,220)	
南アフリカ ランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUT 10.5%	2,515,000.00	2,972,861.28	
		REPUBLIC OF SOUT 6.75%	13,785,000.00	12,909,848.24	
		REPUBLIC OF SOUT 7.25%	770,000.00	751,439.15	
小計				16,634,148.67	
				(165,509,779)	
合計				15,845,119,118	
				(15,845,119,118)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 4 銘柄	39.1%	33.1%
	特殊債券 3 銘柄	2.0%	
	社債券 54銘柄	58.9%	
カナダドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	3.1%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.6%
ユーロ	国債証券 32銘柄	74.4%	44.9%
	特殊債券 6 銘柄	14.7%	
	社債券 12銘柄	10.9%	
英ポンド	国債証券 10銘柄	80.2%	12.2%
	社債券 7 銘柄	19.8%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	92.8%	1.3%
	特殊債券 1 銘柄	7.2%	
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	2.0%
オーストラリアドル	特殊債券 1 銘柄	12.0%	1.8%
	社債券 3 銘柄	88.0%	
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2012年5月31日現在)

資産総額	20,351,672,434円
負債総額	4,305,098,864円
純資産総額( - )	16,046,573,570円
発行済口数	21,690,619,384口
1口当たり純資産額( / )	0.7398円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

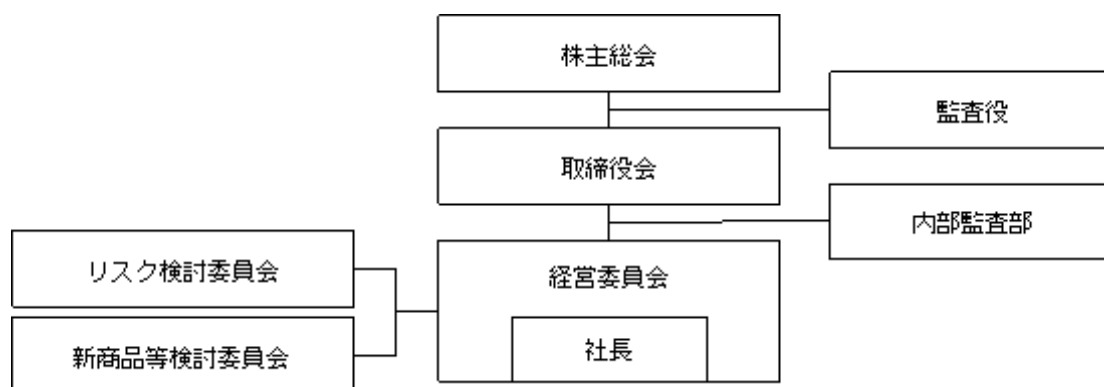
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

2012年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	99	1,081,757,700,128
合計	99	1,081,757,700,128

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			5,260,116			3,285,446	
有価証券			11,996,812			11,797,976	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			12,310			468	
未収入金	* 1		-			406,284	
未収委託者報酬			1,179,339			1,064,467	
未収運用受託報酬			974,480			1,026,201	
未収収益	* 1		503,943			159,925	
立替金			84,372			34,566	
繰延税金資産			441,173			489,782	
流動資産計			20,452,575	87.7		18,265,146	90.9
固定資産							
無形固定資産			133,057			694	
ソフトウェア		132,362			-		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,748,369			1,830,583	
投資有価証券		1,087,459			684,540		
長期差入保証金		-			10,000		
繰延税金資産		1,636,928			1,135,876		
その他の投資等		23,981			166		
固定資産計			2,881,426	12.3		1,831,278	9.1
資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			305			82	
未払金			500,286			853,668	
未払収益分配金		125			151		
未払償還金		72			72		
未払手数料		500,088			447,157		
その他未払金		-			406,287		
未払費用	* 1		2,176,374			1,998,271	
未払法人税等			629,052			190,726	
未払消費税等			32,752			30,533	
流動負債計			3,338,771	14.3		3,073,282	15.3
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,631,711			2,945,495	
役員退職慰労引当金			875,845			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,508,207	19.3		3,169,057	15.8
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			-	
特別法上の準備金計			0	0.0		-	0.0
負債合計			7,846,979	33.6		6,242,339	31.1

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,559,911			12,921,678	
その他利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
繰越利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
株主資本合計			15,439,911	66.2		13,801,678	68.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		47,111			52,406		
評価・換算差額等合計			47,111	0.2		52,406	0.3
純資産合計			15,487,022	66.4		13,854,085	68.9
負債・純資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第16期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日			第17期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			11,155,324			9,262,739	
運用受託報酬	* 2		6,524,566			5,636,349	
その他営業収益	* 2		5,720,903			5,514,145	
営業収益計			23,400,795	100.0		20,413,234	100.0
営業費用							
支払手数料			5,811,677			4,702,587	
広告宣伝費			77,931			165,456	
調査費			4,138,815			4,318,795	
調査費		0				-	
委託調査費	* 2	4,138,814			4,318,795		
委託計算費			200,594			163,984	
営業雑経費			435,984			365,639	
通信費		247,413			212,981		
印刷費		160,208			130,935		
協会費		28,362			21,722		
営業費用計			10,665,004	45.6		9,716,463	47.6
一般管理費							
給料			6,888,334			5,308,793	
役員報酬		161,011			163,438		
給料・手当		3,004,836			2,866,902		
賞与		1,029,476			488,900		
株式従業員報酬	* 1,2	778,541			199,573		
その他の報酬		1,914,468			1,589,978		
交際費			39,406			26,547	
寄付金			44,518			92,237	
旅費交通費			217,421			204,386	
租税公課			47,335			60,314	
不動産賃借料			576,617			458,251	
退職給付費用			811,570			635,720	
固定資産減価償却費			49,760			24,336	
事務委託費			313,451			386,181	
諸経費			1,218,027			1,284,675	
一般管理費計			10,206,444	43.6		8,481,445	41.5
営業利益			2,529,346	10.8		2,215,325	10.9

営業損益の部  
 経常損益の部

期別		第16期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日			第17期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外収益							
	為替差益			16,136			-	
	受取利息			21,964			21,224	
	投資有価証券売却益			-			77,795	
	株式従業員報酬	* 1,2		55,488			251,012	
	雑益			165			2,903	
	営業外収益計			93,755	0.4		352,935	1.7
	営業外費用							
	支払利息			-			0	
	為替差損			-			22,648	
	雑損			0			0	
	営業外費用計			0	0.0		22,649	0.1
経常利益				2,623,101	11.2		2,545,612	12.5

期別		第16期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日			第17期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益						
	金融商品取引責任準備 金戻入額		-			0	
	特別利益計		-	0.0		0	0.0
	特別損失						
	特別損失計		-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益			2,623,101	11.2		2,545,613	12.5
法人税、住民税及び事業税			1,158,841	5.0		731,215	3.6
法人税等調整額			5,213	0.0		452,629	2.2
当期純利益			1,459,046	6.2		1,361,767	6.7

## (3)【株主資本等変動計算書】

第16期  
(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				2,500,000	2,500,000	2,500,000			2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,040,953	1,040,953	1,040,953	4,364	4,364	1,036,588
平成23年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

第17期  
(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成23年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,638,232	1,638,232	1,638,232	5,294	5,294	1,632,937
平成24年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法  役員及び従業員に付与されており  ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ  ループ・インク株式に係る報酬につい  ては、企業会計基準第8号「ストック  ・オプション等に関する会計基準」及  び企業会計基準適用指針第11号「ス  tock・オプション等に関する会計基  準の適用指針」に準じて、権利付与日  公正価値及び付与された株数に基づき  計算される費用を権利確定計算期間に  わたり人件費（営業費用及び一般管理  費）として処理しております。また、ザ  ・ゴールドマン・サックス・グループ  ・インクおよびゴールドマン・サック  ス・ジャパン・ホールディングス有限  会社との契約に基づき当社が負担す  る、権利付与日以降の株価の変動によ  り発生する損益については営業外損益  として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理  消費税及び地方消費税の会計処理は、  税抜方式によっております。</p>
-----------------------------------	--

## 表示方法の変更

<p>その他の報酬に関する表示方法の変更</p>	<p>従来、関係会社から振替えられる兼職職  員関連の費用は、全て「一般管理費」の  「その他の報酬」に含めておりました  が、人件費以外の費用も一部含まれてい  ることから、当会計年度より、当該人件費  以外の金額を財務諸表により明瞭に反映  させるため、「一般管理費」の「諸経  費」に含めることとしました。</p> <p>この表示方法の変更を反映させるため、  前会計年度の財務諸表の組替えを行って  おります。</p> <p>この結果、前会計年度の損益計算書にお  いて、「一般管理費」の「給料」及び  「その他の報酬」並びに「諸経費」に表  示していた7,651,162千円、2,677,296千  円及び455,198千円は、それぞれ、  6,888,334千円、1,914,468千円及び  1,218,027千円に組替えられております。</p>
--------------------------	--

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第16期 (平成23年3月31日現在)	第17期 (平成24年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 138,806千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 40,141千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 116,408千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 404,033千円</p>

## （損益計算書関係）

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,154,351千円</p> <p>その他営業収益 5,677,633千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,138,814千円</p> <p>株式従業員報酬 119,593千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 124,855千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>その他営業収益 5,452,985千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,318,795千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 56,181千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第16期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年9月27日 臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年9月30日	平成22年9月30日

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年3月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年3月22日	平成24年3月22日

## (リース取引関係)

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

第16期  
（自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	-
有価証券			
其他有価証券	11,996,812	11,996,812	-
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	-
未収運用受託報酬	974,480	974,480	-

## 金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,260,116	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	12,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,179,339	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	974,480	-	-	-	-	-

## 第17期

（自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	-
有価証券			
其他有価証券	11,797,976	11,797,976	-
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	-
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	-

## 金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,285,446	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	11,800,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,064,467	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,026,201	-	-	-	-	-

## （有価証券関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）					第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	600,000	684,540	84,540
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,996,812	11,996,812	-	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,797,976	11,797,976	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
					1,095,821	77,795	-		

## （デリバティブ取引関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

## （税効果会計関係）

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">371,686千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">48,985</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,502</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,275,508</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">356,412</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">37,328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,669,249</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,636,928千円</td> </tr> </table>	未払費用	371,686千円	未払事業税	48,985	その他	20,502	小計	441,173	小計	-	繰延税金資産の純額	441,173	長期未払費用	1,275,508	役員退職慰労引当金	356,412	その他	37,328	小計	1,669,249	その他有価証券評価差額金	32,321	小計	32,321	繰延税金資産の純額	1,636,928千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">456,569千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">15,881</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">17,331</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,033,933</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">52,518</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,168,010</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,135,876千円</td> </tr> </table>	未払費用	456,569千円	未払事業税	15,881	その他	17,331	小計	489,782	小計	-	繰延税金資産の純額	489,782	長期未払費用	1,033,933	役員退職慰労引当金	81,558	その他	52,518	小計	1,168,010	その他有価証券評価差額金	32,133	小計	32,133	繰延税金資産の純額	1,135,876千円
未払費用	371,686千円																																																				
未払事業税	48,985																																																				
その他	20,502																																																				
小計	441,173																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	441,173																																																				
長期未払費用	1,275,508																																																				
役員退職慰労引当金	356,412																																																				
その他	37,328																																																				
小計	1,669,249																																																				
その他有価証券評価差額金	32,321																																																				
小計	32,321																																																				
繰延税金資産の純額	1,636,928千円																																																				
未払費用	456,569千円																																																				
未払事業税	15,881																																																				
その他	17,331																																																				
小計	489,782																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	489,782																																																				
長期未払費用	1,033,933																																																				
役員退職慰労引当金	81,558																																																				
その他	52,518																																																				
小計	1,168,010																																																				
その他有価証券評価差額金	32,133																																																				
小計	32,133																																																				
繰延税金資産の純額	1,135,876千円																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">6.24 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 0.42 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">46.51 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %	その他	- 0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																										
法定実効税率	40.69 %																																																				
（調整）																																																					
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %																																																				
その他	- 0.42 %																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																																				

<p style="text-align: center;">第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)</p>
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。</p>
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。



(関連当事者との取引)

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールド マン・サ ックス・ グループ ・インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 (注1)	119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報 酬(注1)	124,855	長期未払 費用	116,408
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	22 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注2)	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収 益(注2)	5,677,633		
							委託調査費の 支払(注2)	4,138,814		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期  
(自平成22年4月1日  
至平成23年3月31日)

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任  有価証券 の購入	支払手数料  兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)  受取利息	149,454  2,565,003  21,114	未払手数料  未払費用 有価証券 立替金	17,326  474,311 11,996,812 38
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金(注2)  営業費用及び一般管理費  株式従業員報酬	7,056,607  11,019	未払費用  立替金  長期未払費用	862,578  43,759 3,791,077
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	41 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬(注3)	1,617,993	未収収益	365,104
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド	ケイマン 諸島	33 百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託		従業員出 向受入	出向者に関する人件費等の負担金(注2)  営業費用及び一般管理費  株式従業員報酬	434,078  63,231	未払費用  長期未払費用	495,731 43,158

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。  
但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第17期  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	3,108 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬(注1)	56,181		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	316 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注2) 委託調査費の支払(注2)	5,452,985 4,318,795	未収入金	393,727

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第17期  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		業務委託 役員の兼 任  有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ ジャパ ン・ホ ール ディン グス有 限会社	東京都 港区	100 百万円	ゴールド マン・サ ックス・ グルー プ人事・ 総務・ 施設管 理業務 受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費 等の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	5,339,280  171,617	未払費用  長期未払 費用	1,111,143  3,017,713
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス ・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ユタ州	19,214 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	360,145
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ イン ベスト メント ・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク 州	32 百万ドル	投資顧問 業		投資助言			未払費用	212,193

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

## (1株当たり情報)

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,419,847円31銭	1株当たり純資産額	2,164,700円82銭
1株当たり当期純利益金額	227,976円06銭	1株当たり当期純利益金額	212,776円18銭
損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円	損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 投資顧問会社

(2011年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)	1,695千米ドル <sup>(注)</sup> (132百万円、 1米ドル=77.74円)	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)	316.8百万米ドル (24,629百万円、 1米ドル=77.74円)	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) 2010年12月末日現在

## (2) 受託銀行

(2012年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

(2012年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 投資顧問会社

GSAMロンドンは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

GSAMニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

## (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 投資顧問会社

G S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A M ニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

#### (2) 受託銀行

該当事項はありません。

#### (3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2012年1月16日	臨時報告書
2012年2月10日	有価証券報告書
2012年2月10日	有価証券届出書
2012年4月16日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバラエティ・オープンの平成23年11月11日から平成24年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バラエティ・オープンの平成24年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。